

# IIM

〔月刊〕  
Journal of  
Image &  
Information  
Management

**Jiima**

2016

8

AUGUST

JIIMAセミナー2016 講演レポート

## 加速する電子文書社会

AIIMカンファレンス2016 レポート

## デジタル変革 探る情報技術の変動

不正競争防止法改正で高まる  
電子文書・データ管理の重要性



# Canon

## 必要な情報を、 手軽にデジタル化。

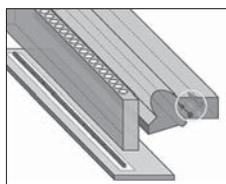
### 情報のデジタル化を加速する。 時代が求める、ドキュメントスキャナーテクノロジー。

imageFORMULA  
DR-M140



#### コンパクトで省エネ、CMOSコンタクトイメージセンサー。

一般的なスキャナーが縮小光学系のセンサーを使用しているのに対し、キヤノンのドキュメントスキャナーはより進化したCMOSコンタクトイメージセンサー(CIS:等倍光学系センサー)を採用。センサー上に多数配列されたセルフフォーカスレンズにより、周辺部でも歪みの少ない高品位でシャープな画像再現と文字の可読性の向上を実現しました。また、原稿からの反射光が直接センサーに届くことでさらなる小型・軽量化が進み、コンパクトで機能的なデザインが可能となりました。光路が短く、光源にLEDを使用することで消費電力の削減を実現しています\*。



\*光源としての消費電力は、従来のCCD光学系+蛍光ランプに対し、CIS光学系+LEDでは約1/16

#### 多彩な原稿に柔軟に対応、信頼性の高い原稿給紙性能。

厚い紙や複写伝票、プラスチックカードまで多彩な種類の原稿に対応。さらに超音波を利用した重送検知などで、トラブルの少ないスムーズな給紙を実現します。

#### 用途に応じた、使いやすいソフトウェア。

さまざまな用途や想定ユーザーに合わせたソフトウェア設計を行い、直感的でシンプルな操作性を実現。ユーザーに快適なスキャン環境を提供します。

#### 最適画像を提供する、多彩な画像処理機能。

モアレや地色の除去、バインダ穴の消去、テキストエンハンスメント、ドロップアウトカラーなど、多彩な画像処理機能で目的に応じた最適な画像を生成します。

\*機種により搭載機能が異なりますので、詳細は弊社ホームページをご覧ください。



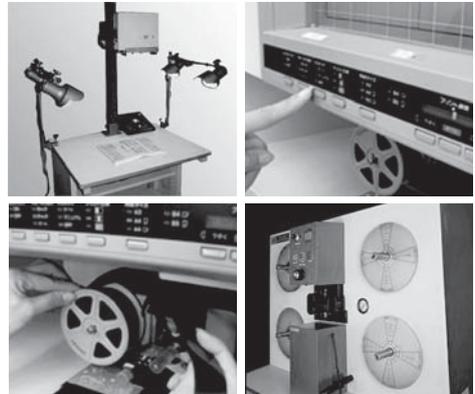
## 大量の情報を、 迅速にデジタル化。

## Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する  
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



## Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート  
コンサルティング

# Document Archives の最先端を行く

お客様の満足を目指して

# 70年



20001089



ISO 9001  
BUREAU VERITAS  
Certification



ISO 9001:2008, JIS Q 9001:2008

## HS エイチ・エス 写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

### Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号  
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS ASAMI GROUP  
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / マイクロ撮影・電子ファイル
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ写真情報株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

### HS Network

東京	03-3582-2961	本部	06-6452-0101
川崎	044-244-5121	テクノセンター	06-6453-6188
横浜	045-751-6788	西部	06-6461-9771
敦賀	0770-23-7283	堺	072-241-1839
若狭	0770-32-9150	泉佐野	072-469-3051
滋賀	0749-64-0847	神戸	078-671-7488
京都	075-671-7980		

# FUJIFILM

Guardian Of Long-term Documents  
**GOLD**

## デジタルドキュメントを マイクロフィルムに ダイレクトに記録。



ドキュメントアーカイブシステム

# AR-1000

「AR-1000」は専用の「アーカイブメディアAM-66」に、デジタルドキュメントを直接記録することができ、ストレージ内に蓄積されている各種データを手軽に長期安全保存することが可能。デジタルデータの唯一の欠点と言える「長期保存性」の問題を解消し、デジタルドキュメントの活用・保管、そして保存まで文書のライフサイクルに応じたドキュメントマネージング・ソリューションを実現します。

デジタルドキュメント

入力

ドキュメントアーカイブシステム  
「AR-1000」

出力

アーカイブメディア  
「AM-66」

### コンパクト

オフィスにも適した洗練されたデザインを採用。幅52cm、奥行75.5cmのコンパクトボディで省スペースを実現しました。

### 高画質

「アーカイブメディアAM-66」を新開発。『高い解像力』、『高いコントラスト』、『シャープな画質』でデジタル情報を忠実に再現します。

### 長期保存性

「AR-1000」に使用する「アーカイブメディアAM-66」は期待寿命500年のマイクロフィルムです。重要な書類や貴重なデジタルデータの長期保存に最適です。

### 簡単オペレーション

フィルムへの記録は画面の指示に従うだけの簡単操作。インナーマガジンの採用で、暗室など特殊な使用環境は不要です。

### 高速記録

A4ドキュメントサイズのデータを1分あたり約110頁の記録が可能。

※A4縦、300dpi。実際のパフォーマンスはデータ仕様等の条件により異なります。

### 豊富な編集機能

- ファイル名またはテキストファイルからインデックス情報を作成し、フィルムの先頭に記録します。
- 大量データのフィルム分割や大サイズ文書の縮小分割記録が可能です。

 株式会社 **三菱**

〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720

札幌支店 011 (708) 3541 仙台支店 022 (227) 9185 北関東支店 048 (640) 5795 東関東支店 043 (202) 7561 神静支店 045 (461) 3400  
名古屋支店 052 (581) 7307 大阪支店 06 (6745) 1634 中四国支店 082 (232) 9261 福岡支店 092 (282) 6301

# IM

〔月刊〕

2016-8月号 通巻第 547 号

月刊IM電子版はPDFダウンロード・プリント機能が利用できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用できます。JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4…………… 最新の文書管理動向を学ぶ — JIIMAセミナー 2016レポート  
**加速する電子文書社会**

JIIMA広報委員会



9…………… AIIM カンファレンス2016 レポート  
**デジタル変革— 探る情報技術の変動**

JIIMA ECM委員会 石井 昭紀

14…………… **不正競争防止法改正で高まる電子文書・データ管理の重要性①**

東京丸の内法律事務所 上村 剛



17…………… **CSR経営の原点を振り返り 将来の人材育成を考える**

富士ゼロックス中部株式会社 芳澤 宏明

24…………… **旧地域資料を一元管理 城下町の歴史が蓄積された信州・松本市文書館**

JIIMA広報委員会 長井 勉



27…………… **【わが館のお宝文書】  
松本市文書館所蔵 検地仕法**



28…………… **【なれっじスクエアスキャナプラス】第5回  
ブックスキャナ**

株式会社PFU 臼井 信昭



30…………… **ISO/TC171国際会議  
統合文書管理とPDF/A-NEXTの標準化進捗状況**

標準化委員会 木村 道弘



34…………… **コラム** 晴天なれど遠霞 「たくましい日本女性の先駆け」

35…………… **新製品紹介** ● ScanSnap iX500 Sansan Edition  
● imagePROGRAF PROシリーズ

36…………… **ニュース・ア・ラ・カルト** ● 文書情報マネージャー スキルアップセミナー開催  
● 6月9日は国際アーカイブズの日 国立公文書館 記念講演会を開く  
● JEITA 情報端末の調査統計を報告 情報端末フォーラムを開催  
● NDL 日仏フォーラム 「書籍とデジタル」を開催  
● 富士フイルム 最大240TBの長期保存ストレージシステムを販売  
● キヤノンMJ e-文書対応ビジネスを本格化 電子ファイリングシステムを提供  
● 鳥取県 聞き取り調査で市町村公文書を管理  
● JBMIA 新会長に碓井氏  
● 各社ニュース

38…………… ■ IM編集委員から

書籍案内  
e-文書法 電子化早わかり …………… 16頁  
こうなる! 国税スキャナ・スマホ撮影保存 …………… 32頁

広告ガイド

キヤノン電子株式会社……………	表2	株式会社ハツコーエレクトロニクス……………	13頁
文書情報管理士検定案内……………	表3	富士ゼロックス株式会社……………	23頁
株式会社PFU……………	表4	入会のご案内……………	29頁
エイチ・エス写真技術株式会社……………	前1	パナソニックシステムネットワークス株式会社……………	33頁
株式会社ムサシ……………	前2	株式会社アピックス……………	35頁

# 加速する電子文書社会

JIIMA 広報委員会

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は5月26日、恒例の春のセミナーを東京・大手町で開催した。今回は「加速する電子文書社会の文書情報マネジメント」をテーマに基調講演、特別講演、スポンサーセミナー合計17セッションを企画した。その中から基調講演と特別講演の他、業界が取り組むべき最新の課題を追ったセミナー内容を紹介する。

なお、大阪では6月10日に大阪産業創造館において同テーマのもと、4セッションを開催した。

## ビジョンが描く明日の電子文書情報社会

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 理事長 高橋 通彦 講演より

高橋通彦理事長は、協会としてのビジョンの再構築、文書情報マネジメントの国内外トピックス、今期（第56期）のJIIMA活動についての3点を解説した。

### JIIMAビジョン2016

まず、2020年に向けた「安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築」を目指す新しいビジョン「JIIMAビジョン2016」を紹介した。ミッションとしては、電子文書化のさらなる推進、電子文書の信頼性向上、多様化時代に向けた文書情報流通基盤整備、アーカイブ思想の定着、及び人材育成などだ。新ビジョンではこれらを推進し、電子文書情報社会の実現に資することと定義した。

### 業界を取り巻く環境変化

業界を取り巻く変化として、電子文書の浸透、電子化業務の外部委託の減少、クラウド化進展に伴う従来型のSI等の変化、e-文書法の規制緩和やマイナンバー法の成立などのガバ

ランス強化等により電子文書社会が加速している状況を説明した。また米国の文書情報管理の動向として、米国企業の昨年のヒアリング調査より、電子文書や電子メールの扱いなど、組織的に進められているケーススタディが紹介された。こういった例からも電子文書情報の組織的な管理は不可欠なものになってきていると説いた。



### ミッション遂行のための7つの施策とJIIMA体制

ビジョン遂行のための施策は、2020年までにマイルストーンを立て実行していくと計画が示された（下図）。海外でいかに国をあげて電子化が推進されているかなどを提示しながら、新しいビジョンに沿った今期のJIIMA活動を17の委員会で行い、生産性が高く安全安心な電子文書社会構築に向け邁進すると意気込みを見せた。

#### <新ビジョン遂行のための7つの施策>

- 1 文書情報流通基盤の整備
- 2 統合文書情報マネジメントのISO化と電子文書証規規則等の体系整備
- 3 e-文書法・スキャナ保存、電子契約・電子取引、災害対応の課題対策と普及拡大
- 4 アーカイブの概念の明確化、思想定着化と事例の拡大
- 5 電子文書社会に対応した資格制度の見直し
- 6 製品・システムの認証の拡充と組織認証制度の構築
- 7 WEB広報を強化し、効果的な普及活動を実施



## 我が国が進めるべきこれからのICT政策

自民党IT戦略特命委員会委員長 衆議院議員 平井 たくや氏 講演より

二つ目の基調講演として、政府の考える本格的なインターネット到来社会におけるこれからのICT施策について解説があった。

### インターネット前提社会とセキュリティ対策

デジタル化・グローバル化が進む今、インターネットが全ての事業モデルを根底から覆していると口火が切られた。全産業がインターネットに接続されている現在、GDPの75%を占めるサービス産業は、常にインシデントにさらされている状況、2020年のオリンピックに向けてサイバー攻撃による情報搾取は増加の一途をたどるだろうと予測した。平井氏はサイバーセキュリティ基本法に加えて官民データ活用推進



基本法を制定させ、国・地方公共団体・事業者の責務の履行とオープンデータ活用の推進を考案している。

これから社会に実装していくためのプラットフォームとしてEUのIoTプラットフォーム（スマートシティ）FIWAREが一つの方向性になると述べた。

### 個人認証機能で、広がるビジネス

情報漏えい問題として、個人情報保護法と密接なマイナンバー制度がある。マイナンバーについては多くの不安があるが、トレーサビリティが得られるデジタルはむしろ安全であり、マイナンバーカードの本人確認機能は今後ビジネスに活用されていくと考えている。政府では確固たるロードマップを作成し、2019年までには8000万枚のマイナンバーカードを普及させたい計画だ。

最先端のIT国家とは、インターネットの中で自分が自分であることを証明でき、非常に大きなメリットをもたらす社会だと述べた。そしてこれからはセキュリティ投資をする企業が戦略的な投資をする企業として高く評価される時代になるだろうとも述べた。



## JIIMA 電帳法スキャナ保存ソフト認証制度

この講演ではJIIMAが今年度取り組む電帳法スキャナ保存ソフトの認証制度について解説をした。

### 制度の目的とは

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電帳法）」第四条第3項に定められている国税関係書類の電磁的記録の保存に対応している製品が、電帳保存法及び関



JIIMA文書情報管理委員会 担当理事 太田 雅之 講演より

係法令に定める機能を有しているか、公益社団法人として確認・認定する制度で、電帳法スキャナ保存ソフトの普及を図るものである。規制緩和後、領収書類などの電子保存を検討、導入する企業が多くなり、それに関連したソフトも倍以上販売されていると報告された。

### 制度の主な概要・認定基準

審査する認証機関は、JIIMA外部の有識者と専門家で構成される。対象はソフトウェア製品で、審査申請時には販売されていることが条件である。年間2～3回の認証時期を設け審査する予定。

製品マニュアルや申請書を元に認証審査チェックリストにより審査されるが、認証有効期間は5年間、更新制度も設ける。機能変更は改訂履歴を出してもらうことなどを検討しており、審査基準書ができ次第公表したいと語った。

審査費用は25万円（税別）を想定し、3年間で約40の製品を認定したい意向だ。このようにまだ検討する事柄は多いが、準備が整いしだいJIIMA主催の説明会を開催し、なるべく早く審査を開始したいと告知した。

## 不正競争防止法改正で変わるデータ管理の重要性—「営業秘密」保護範囲拡大を契機に

東京丸の内法律事務所 弁護士 上村 剛氏 講演より

上村弁護士は改正された不正競争防止法の概要と企業が事業活動をする上で必要なデータをどのように守るかなど、対策を述べた。

### 不正競争防止法とは

経産省の営業秘密管理指針によると「不正競争防止法は、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正

### 【平成27・28年度電子帳簿保存法改正のポイントを解説する3つの講演】

本セミナーでは電子帳簿保存法改正に関する講演が最も多かった。平成27年度と28年度に施行される改正内容は以下の通りである。

#### 平成27年度の改正ポイント

①3万円未満と制限されていた金額基準の撤廃、②適正事務処理要件の導入、③関連帳簿の電子保存撤廃、④電子署名の廃止、以上の4点である。これまで高いハードルとなっていた要件が撤廃され、ようやく実用的となった。

#### 平成28年度の改正のポイント

①デジカメやスマートフォンで撮影された記録も容認、②大きさに関する情報が不要、③受領した本人が撮影後3日以内にタイムスタンプを付与する、が要件である。

28年度改正についてはセミナー開催当時、当局より施行規則やQ&Aがまだ出されていなかったため、細かな揺らぎはあるが、これら改正に関連して次の3名がそれぞれの切り口で講演をされた。

### スキャナ保存及びスマホ撮影保存の内部統制について—企業規模による活用手法

佐久間税務会計事務所 公認会計士・税理士 佐久間 裕幸氏 講演より



佐久間氏は電子帳簿保存法のスキャナ保存を導入するにあたり、どのように電子データを活用していくべきか、また同時に内部統制の構築について解説をした。

#### 望まれる内部統制と業務設計

導入するにあたって、必要要件である適正事務処理要件に沿った内部統制の設計やスキャナ保存、スマートフォン撮影保存をどのように使い分けるべきかを解説した。

内部統制の設計は、適正事務処理要件の中に相互けん制や定期的な運用状況のチェックが盛り込まれているが、このような業務上の重要なルールは、ほとんどの企業です

競争として禁止している。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置づけられるものである」としている。例えば商標や商品マーク模倣、盗用、製品産地の偽造などの行為である。

### 刑事罰の適用範囲の拡大

改正不正競争防止法の平成28年1月施行で、営業秘密侵害などに関する処罰範囲が拡大され、罰金が1,000万円から10年以下の懲役と2,000万円の罰金に引き上げられた。その上、保護されるデータ範囲が拡大し、クラウドや海外などのサーバ内の情報も対象となった。不正取得の他に領得(たまたま自分の所にあったもの自分のものにした)が追加さ

れた他に、海外で犯したことの方が重罰になることなどを解説した。

その他、判例となった事例を紹介。データ管理の問題としてシステムを一人で管理し、データベース利用を数名に限定、ログアウト機能などが自動で設定されている場合なら格納されているデータは秘密性があると判断されると教示した。

営業秘密とは秘密管理性、有用性、非公知性の3要件を満たす必要がある。これに該当するかどうかは相対的で、企業によって異なり、また営業秘密にならない秘密の保護をどうするかは結局契約で義務付けるしかないなどとアドバイスした。



にビルトインされていると思われる。その内容を規程化し、明文化することが重要であると述べた。ただし注意が必要なのは経営層のトップダウンで決まるような契約書(例M&A等)もスキャナ保存要件を導入すれば原本破棄はできるが、こうした契約は内部統制が効きづらいこともあり、監査が終了するまでは原本を保存することが望ましいという見解も示した。

スキャナ保存、スマートフォン撮影保存の使い分けは、まず業務の現況を把握する必要があると述べた。大量の紙

文書がある場合はスキャナで処理するやり方が向いており、スマートフォン撮影保存は各自が受領した旅費、経費等の領収書の撮影に向いていると思われる。スマートフォン撮影は、社員が個人でスマートフォンを保有しているケースが多いので簡単に導入することが出来るが、それゆえ撮影方法や運用ルールを従業員へ徹底させるための教育が必須となる。

これらの業務設計を行う際は全文書の流れを把握することが重要で、どのような業務で、誰が関わり、誰が文書をスキャンするかを決めていく必要があると述べた。

## スマートフォン等による税務書類記録の要件について

JIIMA法務委員会 副委員長 e-文書推進WGリーダー 益田 康夫 講演より

益田氏は具体的な運用に当たり注意すべきことと今後出される国税庁からの通達などをウオッチする必要性などを話した。

### 入力方式に「特に速やか」が追加

平成28年度の改正の要件では、現省令に記載されている「原稿台と一体になったものに限る」が削除された。そして特に速やかに(3日以内)入力を行う場合は、受領した国税関係書類に自署を行い、その後電子化しタイムスタン

プを付与することが新たに記載された。なお3日以内というのは民法で初日不算入と定義づけられているため、受領した翌日から3日以内のことを指す。小規模事業者に対する要件緩和も定期検査を税理士や公認会計士に依頼することで相互けん制要件が不要とする内容も組み込まれた。

その他、A4以下の書類の大きさに関する情報が不要となった





こと、国税関係書類の一般書類でも従来の「適時入力」以外に「特に速やかに入力」が選択できるようになったことが挙げられる。ただし「特に速やか」の場合は「適時入力」と違って、入力する期間が決まっているので

注意が必要であると促された。

具体的な事項は7月に予定されている国税庁からの通達ならびにQ&Aの内容を確認する必要があると説明した。

## 時代の要請に応える体制整備の確立を—スマホ時代の情報処理を視野に入れて

JIIMA顧問弁護士 牧野 二郎氏 講演より

どについて各企業・各個人が対策を練る必要があることだと論じた。



デジタルカメラやスマートフォン等の機器でのスキャナ保存が可能となり、電子による文書管理が身近なものとなっていく過程で生まれる新しい課題、そして、電帳法改正による新しい時代の要請とは何なのかを講演された。

### なぜスマートフォンによるスキャナ保存が認められたか？

その理由の一つとして、現代の情報アクセスツール的主角がデスクトップPCではなく、モバイルとなっていることなど、昨今の急激なスマホ市場の拡大が、今回の税制改正をもたらしたと分析した。今後の課題は、会社使用におけるスマホの利用規程の作成や情報漏えい拡大の危険性な

### 電帳法改正は電子保存時代の幕開け

昨年度税制改正に続き、今年度の税制改正によりスキャナ保存の要件が緩和されつつある中で、役所や民間企業の実情は今なお文書を紙で保存していることが多い。その原因として文書を電子で保存する仕組みの部分が欠如していることだと牧野氏は指摘した。電帳法改正で土壌が整えられた中でいかにして民間がそれを上手く使いこなせるかということを時代は要請をしている。牧野氏は、今後ますます幅が広がる電子保存の分野で電子文書が活用されるためには、ソフトウェアの開発や仕組み作りを企業が今一歩足を前に進める体制整備を図ることが重要であると説き、民間企業における電子化推進の活力を後押しした。

# デジタル変革 — 探る情報技術の変動

JIIMA ECM委員会 委員長 いし い あきのり 石井 昭紀

## いざ、ニューオリンズへ

本稿は、2016年4月26日から28日にかけて開催された AIIM (Association for Information and Image Management)<sup>1</sup>のカンファレンスに、JIIMA ECM委員会より派遣されて参加した際の調査報告です。本年は米国ルイジアナ州ニューオリンズで



ニューオリンズを象徴するミシシッピ川

開催されました。AIIM Conferenceが展示会ではなく現在のカンファレンス形式になってから今年で4回目になります。ちょうど3年前も会場はニューオリンズでした。

AIIMカンファレンスの構成自体は、これまでの3回と大きく変わるものではありませんでした。前日や第1日目の午前中には事前のプレカンファレンスセッションとして、AIIM



音楽の町とAIIMのロゴ

による資格制度であるCIP (Certified Information Professional) の講義や、ECM・ERM (記録管理)・BPMのオプションコースが実施されました。午後からが本番です。セミナーの形式は、全員参加のキーノート (ゲストスピーカーの講演や分野毎の有識者を集めたパネルディスカッション)、2コマ同時開催される聴講形式の一般的なセミ

ナー、参加型ディスカッションのラウンドテーブルの3種類で、これも例年通りでした。ラウンドテーブルの数は昨年より減って同時に3テーマの開催で、その分1回あたりの参加人数が増えているように感じました。セミナーの間の休憩時間には、軽食がでる展示ブースに移動します。展示の数やスキャナ機材などのハードウェアの展示の比率、参加者の数などもほぼ例年通りでした。

## 前回までのあらすじ (?)

これまで3回の視察レポートでは、情報爆発・情報カオスという表現で今の企業内文書 (コンテンツ) が抱える厳しい状況を説明し、それにいかに対処していくのかという点を語る多くの講演について紹介してきました。昨年はカンファレンス自体のテーマが「カオスを抱擁せよ」であり、従来からある技術や管理手法では不十分であるという立場が表明されました。2020年を見据えた未来志向のセッションでは今我々が考えているような意味での「ECM」は姿を消すだろう (それに代わる新しいコンセプトが必要だ)、という旨の発言もありました。情報がバナンス (Information Governance) という用語も出て来ましたが、それがECMにとって代わるものということではなく、たくさんある技術・手法の一つとして理解され特に目新しさも感じなくなって来ていました (3年前は用語の説明に多くの時間が割かれていましたが、現在では文書管理・記録管理などの一般的な用語と並んでパンフレットを飾っています)。

また、今年のカンファレンスに先立ってAIIMではpodcast<sup>2</sup> (<http://info.aiim.org/aiim-on-air/>) の配信を積極的に行っていました。その中ではこれまで長きにわたって AIIMのプレジデントを務めてきたジョン・マンシーニ氏が今年で退任し新しい体制に移行するというところに



各社の展示ブースが並んでいる様子

1 <http://www.aiim.org>

2 インターネット上で音声や動画のファイルを公開すること。

についても説明されていました（氏は、今後もAIIMに席を置き、直接的に企業を支援するようなコンサルティング的な業務に就くそうです）。

つまり、ここ数年、特に昨年からAIIMが発信してきた情報から判断する限りにおいては、新しいコンセプトが必要と宣言し、新しい陣容を築く準備を進めていることを明らかにした上で臨むカンファレンスであったわけです。

## そしてキーノートセッション

しかし結論から言うと、特に大きな発表や変化の兆候のようなものはありませんでした。ジョン・マンシーニ氏による講演は、これまでの路線を踏襲し総括するようなセッションでした。



退任するジョン・マンシーニ氏

### Why the H\*\*\*\* Should you care about information professionals?

「なぜ情報専門職のこともなんかを考えなきゃいけないのか？」というこのキーノートセッションでは、まず20年前を振り返ります。これは氏の在任期間が約20年だからです。20年前といえば1996年、彼はこれを「Jurassic Web (Webのジュラ紀)」と表現していました。当時アメリカでもインターネットにアクセスしている人口はまだ2000万人程度、Blogのような仕組みの登場にはまだあと3年かかり、99%の携帯電話ユーザーがテキストメッセージを役立たずだと考えていました。そしてこの年発売されたMicrosoft Office97にはまだフロッピーディスク版があったそうです（45枚組！）。彼はこの年AIIMプレジデントに就任し、機関誌に「いくつかのWebサービスプロバイダーは熱心にはやし立てているが、我々はインターネットが長期にわたってビジネスや個々のユーザーにとって実質的な利益をもたらすものであるかどうか確信を持っていない」というコメントを発表したそうです。将来の予測の難しさを示す笑い話のようなエピソードとして紹介されていました。

20年が経ち、状況が大きく変わった今、彼は改めてAIIMのコア領域を三つの単語で表しました。「人」「プロセス」「技術」です。この三つが交わる場所に「インテリジェントな情報管理」がある、と。これは非常に面白い整理です。通常、

我々ECMを扱う人間は、プロセスとコンテンツを一度分離させてから改めてそれらの関係を整理します。そのため「プロセス」という語には一定の距離感を感じる面があります。それは定型の処理、定型の情報を想起させるものであり、非定型の情報、コンテンツとはあくまで対をなす概念だからです。しかし、改めてAIIMという組織が関心をよせる「情報」や「技術」といったものを定義付けようとすると、それは「プロセス」と無縁ではいられない、ということでしょう。

そして、AIIMに限らず近年の技術メディア共通のテーマとなる「デジタル変革 (Digital Transformation)」の話になりました。これまでもソーシャル・モバイル・クラウド、などのトレンドに言及する話題は多かったのですが、今年はDisrupter (混乱の元) という表現を頻繁に見かけました。このキーノートでも、今3つのDisrupterがある、とされています。「コンシューマライゼーション」「クラウドとモバイル」「IoT」です。これらの要素を踏まえて、「人」と「プロセス」の関わりを支える技術がどう変わってきたのか、そして変わっていくのかを概観し、このような変革の時代に道しるべとなる人材像としての情報専門職 (Information Professional) とその支援組織としての AIIMの意義がアピールされました。

## 2人のゲストスピーカー

2日目と3日目には恒例のゲストスピーカーによるキーノートセッションがありました。まず、2日目は「The Future of Work (働き方の未来)」の著者ヤコブ・モルガン氏でした。表題の通り、働き方が変わりつつある、あるいはすでに大きく変わった、というお話です。これまでは、仕事の場ではユーティリティ (実用性) のみが追求されていた。それが今では (より良い) 体験を求めるものとなってきている。この変化について、彼は社会における五つの変化をそのドライバとして列挙します。

1. ソーシャルメディアとWebによる人々の新たな振る舞い
2. コラボレーション・ビッグデータ・IoTなどの新技術の普及
3. ミレニアル世代：新しい世代の働き手
4. モビリティ どこでもインターネットサービスにアクセス可能に
5. 国際化 ボーダーレス

このセッションのハイライトはこの五つの要素の紹介の直

後にありました。彼は聴衆に向かって、「この五つのうち、最も大きな影響力を持つものはどれだと思いますか？」と問いかけます。なんでも類似のテーマで講演をする度に、このアンケートを実施しているそうなのですが、毎回結果は異なるそうです。このカンファレンスでは、「モビリティ」次いで、「ミレニアル世代」が指示を集めました。ミレニアル世代とは、日本で言えば平成生まれとかデジタルネイティブに近い語感を持つ用語だと思いますが、それを講演者も質問者も企業文化に与える影響を具体的な問題として捉えている様子が印象的でした。

3日目のゲストは「Socialnomics」(訳書『つぶやき進化論「140字」がGoogleを超える!』)の著者エリック・クアルマン氏です。講演タイトルは「現代のリーダーシップ: 成功と幸福のための五つの習慣 (Modern Leadership: The 5 Habits to Success & Happiness)」。並行作業の弊害、より上手くよりすばやく失敗をするには、などのいわゆるライフハック的な内容と共にいろいろな「変化」を動画を交えて次々に例示していくスピーディなセッションでした。比較的新しいITサービスに対する感度が高そうなAIIMカンファレンス参加者ですが、この講演で紹介されたものは初見だというフィードバックが散見されました。

## パネルディスカッション

「エキスパートによる公開討論—2020年を見据えた業界動向 Industry Insights 2020 Expert Panel」というセッションが3回実施されました。それぞれのテーマは「コンシューマライゼーション+単純化=デジタル変革」「情報@仕事 Information@Work」「それ (IT) を使って何をやるかが問題だ It's What You Do With It That Matters」、昨年までのカテゴリーに当てはめると、それぞれ、エンゲージメント、プロセス、アナリティクス (インサイト)、と言ったところでしょうか。このフォーマットも昨年のもを踏襲した形で



パネルディスカッションの様子

ファシリテーターも同じソントン・メイ氏でした。どのセッションにもさまざまな企業から3人から4人の専門家がパネリストとして参加しています。

一つ目のデジタル変革についてのセッションでは、このテーマに関連した「実際に顧客との間に交わした会話」を紹介していく、というやりかたで、抽象的な議論に具体性を持たせていました。Kofaxのデイビッド・カルデイラ氏による、一口にデジタル変革といってもほぼ半数が既存のアナログプロセスを「デジタル化」することにフォーカスし、残りの半数はまったく新規のデジタルなビジネスモデルについて検討している、実際には二つの異なる議題があるのに等しい、という話は説得力のある視点だと感じました。

次のInformation@Workは、直前のThe Future of Workを受けた形で新しい働き方についての議論がありました。比較的地に足がついたテーマであったため、サイロを壊して各種のコンテンツを連携させて価値を高めよう、という論調の発言が多く見られました。また、情報ガバナンスなどに対しても具体的な成功事例の話が数多く紹介されました。

最後のアナリティクスに関するセッションがもっとも議論が荒れたように見えました。各社技術要素も想定する使われかたも大きく異なり、また現時点では市場に対する啓発的なメッセージの必要性を感じているためか、それぞれのパネリストが1度の質疑に対して返す返答が他のセッションよりも確実に長くなっていました。各社の意気込みがよくわかる議論でした。

## ラウンドテーブルセッション

ラウンドテーブルセッションも、形式としてかなり定番化した印象があります。どの部屋にも進行役のAIIMスタッフと、議論の中心になる各ベンダーから派遣された専門家がいます。今回は想定参加人数が多いため中央の丸テーブルだけ



スポンサーから提供



パーティーへの誘い



ラウンドテーブルセッション

でなく壁沿いにも椅子が配置されていました。丸テーブルの上には初めサッカーボールくらいの大きさのサイコロ型のぬいぐるみが置いてあります。この中にはマイクが仕込まれていて、お互いに投げ合ってキャッチした人が発言していくというルールでディスカッションを進めていきます。

英語によるディスカッションに自信がないため緊張しましたが、なかなか面白い議論を見ることができました。中でも印象的だったのはe-Signature（電子的な署名）についての会で、最初にファシリテーターが「もうe-Signatureを使っているという人、手をあげてください」と言った時に、部屋の片側に座った参加者だけが手をあげて、ほぼ綺麗に半分ずつ採用と未採用に割れました。（もしかすると「空気を読んで」隣にあわせた人もいたかもしれませんが、事前に調整があったわけではなく偶然それぞれが固まって座ったようでした）。

まず採用済の人たちによる自社の導入事例についての簡単な紹介がありました。次に、未採用側の話も聞きましょう、ということになりました。さっそく、エピソードを持っていた人に向かってマイクボックスが投げられました。四角い箱は投げ難いものなのかボックスは大きく軌道を外れ、特にアピールをしていなかった女性の腕の中に収まりました。アピールをしていなくてもキャッチをしたら話をするルールです。彼女は、ゆっくりと語り始めました。「私は日本の製造業の会社に勤めていて …」。他の参加者の方は特に意識はされてなかったと思いますが、この分野における日本企業の遅れについて思いを巡らさずにはいられませんでした。

## プレジデント ジョン・マンシーニ氏との面談

今回の視察では、ABBYY社のご協力を頂き、ジョン・マンシーニ氏との面談の機会を得ました。話題は多岐にわたりそれぞれ非常に興味深い話でしたので、いくつか重要だと

思われるところを紹介します。

### 「ECMに代わるもの」

まず、昨年のカンファレンスでECMは5年後には完全に姿を変えているので別の呼び方が必要である、と言っていたにもかかわらず、特に今年のキーノートにそれにあたるであろう新しい用語が見当たらない、という点について伺いました。やはり、残念ながらそういう都合の良い言葉や概念はなかなか出てこない、ということでした。ECMは元々コンセプトと技術（製品群）を同時に指す言葉である上、コンプライアンス・ガバナンス寄りの守りの道具としても、プロセス自動化などの効率化やコラボレーションの促進などの攻めの道具としても使われる非常に広い領域を表わす言葉です。それなりに具体性を持つ言葉で置き換えようとすればどこかが抜け落ちます。例えば情報ガバナンスといってしまうとコンプライアンス寄りの議論には合致しますが、その他の使い方との間にはほとんどなんの関係性もなくなります。かといって、情報管理やデジタル変革などの広すぎる範囲では、ECMを推進した人達がそれを扱う優位性を示しづらくなります。したがって、現時点では単一の新コンセプトで置き換えていくということは考えていない、とのことでした。

### デジタル変革はAIIMが掲げるテーマとして適格か

AIIMもJIIMAと同じく元々はマイクロフィルム業界からスタートした団体です。紙文書をコンパクトに管理できる技術を持って文書管理の改革を先導してきたのは確かですが、デジタル変革となると事は文書情報に限りません。むしろそこに文書情報の取り扱いが絡むということを気にしている人の方が少数派であるように思います。これは業界団体として



ジョン・マンシーニ氏と並んで

取り扱うには具体性に欠けるコンセプトではないか、という点について聞きました。

「大きな挑戦だ」という返答でした。元来自分達が備えている専門領域に閉じこもり続けることはできないので、その専門領域の捉え方を見直しつつ新しい領域に挑戦しているそうです。

### 人・プロセス・技術の真意

前述したキーノートにおけるコア領域の定義についても質問をぶつけました。「コンテンツ」や「文書」を差し置いて「プロセス」を強調する理由は何か、それらはあくまで「技術」の中に含まれるという考え方なのか、と。分かりづらい面もあるかもしれないが、答えはYesである、と言われました。マイクロフィルムからはじまりこれまで多様なメディアに文書情報を収め管理する手法を普及させてきた立ち場からする

と、各企業が持つそれらの情報こそ、まさに技術とともに姿を変えていくものであるようです。

### まとめ

今回はジョン・マンシーニ プレジデント体制の20年の締めくくりということで、これまでの3回の路線をほぼ踏襲した内容のカンファレンスだったと言えそうです。情報化、あるいは彼らに習ったデジタル化の流れは緩む気配がなく、各企業が抱える「本来であれば管理すべき（文書）情報」は総量も混迷の度合も増す一方です。そこに対して、コンテンツ管理とITの技術・技法を適用していくための備えとして、さまざまな種類の講演と議論の場が提供される場でありました。

次回こそ、新体制の下で新しいメッセージが発せられることに期待を残しつつ、以上を本年度の報告とさせていただきます。

# EM2015 プライベートクラウド・エンタープライズシステムは QCD+S で理想的な運用を実現します。

**Q** ……品質の向上

**C** ……コストの削減

**D** ……納期の順守

**S** ……セキュリティの強化

### JIS029キーボード



※信頼性と耐久性に優れた「静電容量方式(無接点)」を採用しました。  
※キーの荷重が30gのため、指への負担が少なく疲れにくい設定です。

**株式会社 ハツコ-エレクトロニクス**

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8  
Tel.03-5645-1561 FAX.03-5645-1563  
<http://www.hatsuco.co.jp>

# 不正競争防止法改正で高まる 電子文書・データ管理の重要性 —— ①

東京丸の内法律事務所

弁護士 上村 剛

## ① はじめに

本年（2016年）1月1日から、改正不正競争防止法<sup>1</sup>が本格施行された。この改正は、「営業秘密」の保護強化に主眼をおいたものであるが、電子文書・データ管理の観点からも、重要な内容を含んでいる。そこで、本稿では、2回に分け、第1回は、電子文書・データ管理の観点からの法改正のポイントの解説、第2回は、改めての「営業秘密」概念に関する解説を行うこととしたい。

なお本稿は、2016年5月26日に開催された「JIIMAセミナー2016」にて筆者が行った講演を基に執筆したものである。本稿の内容に関する責任はすべて筆者にあり、本稿の内容は、筆者の所属する組織・団体等の見解をあらわすものではないことをお断りしておく。また、限られた紙幅で、かつわかりやすさのために専門的要素を省略している部分もあるため、実際の事件への対応にあたっては、専門家等の意見を聞かれることをお勧めする。

## ② 不正競争防止法とは

ご存知の方も多いとは思いますが、不正競争防止法とは何か、ということをお断りしておきたい。この法律を簡潔に表現するならば、「不正競争」と定義される一定種類の行為について、民事上の差止め・損害賠償請求等や刑事上の罰則を定めている、ということになるだろうと思う。この「不正競争」には、多種多様な性質の類型が含まれていて、その結果、不正競争防止法自体も多数の法分野にまたがった性質を有している。例えば、全国的に著名な他社の登録商標を無断で自社の商品に使用して売ろうとする行為は不正競争（著名表示冒用）にな

る可能性があるが、このことは同時に、商標法上の問題も含んでいる。また、時おり新聞紙上を賑わせる食品等の原産地偽装も、不正競争（原産地・品質等の誤認惹起）になる場合があるが、同時に景品表示法<sup>2</sup>や食品表示法の問題でもある。このように、いわゆる知的財産法、独占禁止法<sup>3</sup>など、さまざまな分野にまたがる行為がまとめて規定されている法律はあまり類例がなく、（筆者の個人的感想であるが）非常にユニークな法律であるといえよう。

本稿で扱う「営業秘密」の侵害行為も、こうした「不正競争」の一類型として規定されている。経済産業省の三つの分類<sup>4</sup>に従えば、

- (1) 保有者からの不正な手段での取得による侵害と、その営業秘密がその後転々流通する過程で起こる侵害行為（不正取得類型（2条1項4号ないし6号））
- (2) 保有者からは正当に示された営業秘密を不正に使用・開示し、その後、その営業秘密が転々流通する過程で起こる侵害行為（信義則違反類型（2条1項7号ないし9号））
- (3) (1) 及び (2) の技術上の営業秘密の不正使用行為により生じた物が転々流通する過程で起こる侵害行為（営業秘密侵害品譲渡等類型（2条1項10号））

である。このうち一定の類型については刑事罰が科せられる。

## ③ 不正競争防止法改正の概要

今回の改正のポイントは、営業秘密に関する①刑事上・民事上の保護範囲の拡大、②刑罰の強化等による抑止力の向上、

1 平成27年法律第54号による改正。  
2 正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」である。  
3 正式には「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。  
4 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」75～78頁

③民事救済の実効性の向上とされている<sup>5</sup>。本稿では、①と②のうち、電子文書・データ管理と関係の深いものを取り上げる（もちろん、他の改正も営業秘密侵害行為一般に該当するものであるので、電子文書・データ管理に関係はしている）。

ここで、日常の用法とやや異なる意味で使用されている用語の解説をしておく。不正競争防止法上の刑事罰においては、対象となる行為を取得、領得、使用、開示に区分け<sup>6</sup>しているが、経済産業省の解説に依拠すれば<sup>7</sup>、以下のとおりである。

**取得**：営業秘密が記録されている媒体等を介して営業秘密自体を手に入れる行為（第三者が入手する場合でもよい）、及び営業秘密自体を頭の中に入れるなど、営業秘密が記録されている媒体等の移動を伴わない形で営業秘密を自己又は第三者のものとする行為である。物理的な入手行為だけに限られない点がポイントである。

**領得**：営業秘密を保有者から示された者が、その営業秘密を管理する任務に背いて、権限なく営業秘密を保有者の管理支配外に置く意思の発現行為をいうとされている。つまり、入手自体に問題はないが、入手した営業秘密を、これを管理する任務に背いて、権限がないのに自己の支配下においたりすることである。領得の方法としては①営業秘密が記録されている媒体等や営業秘密が化体された物件の横領、②これらの複製、③営業秘密を記録した媒体等の記録等で消去すべきものを消去せず、かつ、消去したように仮装することが挙げられている（21条1項3号イないしハ）。

**使用**：営業秘密の本来の使用目的に沿って行われ、当該営業秘密に基づいて行われる行為として具体的に特定できる行為を意味するとされている。イメージ的にとらえるなら、営業秘密の価値を活かす使い方であることと、「この行為」という特定できることがポイントになろう。自社製品の製造や研究開発のために、他社製品の製造方法に関する技術上の営業秘密を直接使用する行為等が挙げられている。

**開示**：営業秘密を第三者に知られる状態に置くことをいい、営業秘密を、非公知性<sup>8</sup>を失わないまま特定の者に知られる状態に置くこと、つまり不特定多数に「公開」する場合だけでなく、一般に知られていない状態を保ったままでの情報のやりとりを含む概念である。

## (1) 保護範囲（処罰範囲）の拡大

### ア 三次取得者以降の処罰対象化

営業秘密を不正に開示した者、その者から（不正に）開示された営業秘密を、さらに、不正の利益を得るなどの目的<sup>9</sup>で使用・開示した者（二次的取得者）までは従前から処罰の対象とされていた（21条1項7号）。今回の改正では、これに加えて、不正の利益を得るなどの目的で、不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得して、これを使用・開示する場合も処罰対象となることとされた（21条1項8号）。つまり、「三次的取得者」以降も処罰の対象になったのである。今日では、IT技術の高度化等により、漏洩した営業秘密がインターネット等を通じて容易に拡散され得る状況であるため、このように改正された<sup>10</sup>。

### イ 未遂犯処罰

不正競争防止法上の罰則は、これまで既遂（犯罪の結果が発生すること）の場合のみを対象としてきたが、営業秘密の（不正な利益を得るなどの目的での）取得、使用、開示に関しては、未遂の場合であっても処罰の対象となることとされた（21条4項）。改正の理由は前記アと同様である<sup>11</sup>。他方で、領得に関しては対象となっていない。

### ウ 国外犯処罰

今回の改正で、電子文書・データ管理の観点から、実務的に大きな意味があるのはこの点だと思われる。これまで、営業秘密侵害行為が海外で行われた場合については、不正使用・開示は処罰対象となり得たが、不正取得・領得は対象となるか不明確であった。今般の改正で不正取得・領得も対象として明記された（21条6項）。これにより、例えば、海外に設置されたクラウドサーバ内の営業秘密に対するサイバー攻撃による営業秘密取得なども処罰対象とされることが明確になった。

海外における実際の犯罪捜査は、日本国内におけるものと異なる部分もあるが、これまで疑義のあった部分が明確に

5 経済産業省知的財産政策室「平成27年不正競争防止法の改正概要（営業秘密の保護強化）」2頁

6 営業秘密の侵害行為の定義では「領得」は明記されていないが、同様の概念自体は規定されているので、民事上の差止めや損害賠償等の対象とならないということではない。

7 前掲「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」204～205、207頁

8 第2回（次号）で詳説する。

9 「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を与える目的」と規定され、「図利加害目的」と呼ばれる。

10 前掲「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」217頁

11 前掲「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」224頁

なった意義は大きいといえよう。

## (2) 刑罰の強化等による抑止力の向上

### ア 罰金額の引上げ

営業秘密を侵害した場合の刑罰は、個人の場合、改正前は10年以下の懲役と1,000万円以下の罰金が規定され、これらのいずれか、又は両方が科されていた。今回の改正で、懲役については従前同様であるが、罰金額の上限が2,000万円に引き上げられた(21条1項柱書)。法人の場合も同様に、3億円以下の罰金であったものが、上限が5億円に引き上げられている(22条1項2号)。

### イ 海外重罰

営業秘密の侵害行為のうち、不正な利益を得るなどの目的で行われる ①海外使用目的での不正取得・領得行為、②海外での不正使用目的を持つ者に対する、その目的を知った上での不正開示行為、③海外での不正使用行為、については、アよりもさらに罰金を重くし、個人については3,000万円以下、法人については10億円以下とする加重処罰が新設された(21

条3項、22条1項1号)。「海外重罰」とは、同様の行為を日本国内で行った場合に比べて、罰則の内容が重くなっているという趣旨である。

### ウ 犯罪収益の没収等

営業秘密の侵害者(犯人)が得た不正な利益について、没収・追徴を可能とする規定が追加された(21条10項ないし12項)。前記のように罰金額が引き上げられたものの、それを上回る利益を侵害者が得るようなことがあれば、抑止効果が薄められると考えられたためである。

## (3) その他

営業秘密侵害に関する刑事訴訟では、法廷で営業秘密が明らかになることを防ぐためのいくつかの制度が平成23年の不正競争防止法改正で導入されたが、これを受けて、従前親告罪(告訴がなければ公訴提起ができない罪)とされていた営業秘密侵害罪が非親告罪とされた(21条5項)。

今回は営業秘密の概説と裁判例を紹介する。

## 新刊紹介

あの「増補改訂e-文書入門」に新要件を完全付加!

文書情報管理士検定試験用教科書

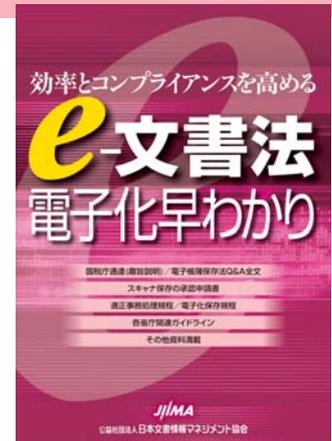
効率とコンプライアンスを高める

# e-文書法 電子化早わかり

この一冊でe-文書法が丸わかり。各省庁が定めた文書の電子化要件だけでなく、平成27年度改正の電子帳簿保存法施行規則に完全マッチ。国税関係書類のスキナ保存にすぐに取り組むことができる指南書です。

サンプル・参考資料満載!

スキナ保存の承認申請用紙のサンプル  
適正事務処理規程/電子化保存規程  
電子帳簿保存法取扱通達解説/  
電子帳簿保存法Q&A



◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) TEL 03-5821-7351

<http://www.jiima.or.jp> 出版物・販売品 より

JIIMA 法務委員会編  
B5判 175ページ  
ISBN987-4-88961-014-7  
本体価格2500円+税

近年「企業の社会的責任（CSR）」というキーワードが普及して久しい。CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略語であり、その関心の高まりの背景として、頻繁に起こる企業の不祥事・企業活動のグローバル化・規制緩和の進展・環境問題の深刻化等があげられる。JIIIMA活動においても関係の深い問題である。今回CSRを「経営」という観点から、富士ゼロックス株式会社の取り組みを紹介する。

## CSR経営の原点を振り返り 将来の人材育成を考える



富士ゼロックス中部株式会社  
代表取締役社長 よしざわ ひろあき 芳澤 宏明

### はじめに

4月号で富士ゼロックスにおけるCSR経営の考え方や仕組みについて紹介し、5月号では当社の事業を生かした社会貢献の取り組み事例を紹介させていただいた。さらに7月号では当社が10年以上にわたり取り組んできた文書管理実践事例を紹介させていただいたが、業務効率化や紙の電子化という観点は広い意味でのCSR実践事例として捉えることができると認識している。最終章にあたる今回はCSR組織発足当時の原点を振り返りつつ、CSRと人材育成という観点で考え方や取り組みを紹介したい。

執筆に際し私自身が2005年から2007年までCSR部立ち上げの責任者として活動し、また2010年から2016年まで教育部門及び教育ビジネスの責任者として活動していた経験を踏まえ、紹介をさせていただく。

### CSR活動の原点

富士ゼロックスのCSR部は2005年に本社組織の一部門として設置された。それまで社会貢献推進部、環境経営推進部、経営品質推進部など複数の部門が機能ごとのミッションで活動していたものをCSR部として一つに纏められたものであった。それとほぼ時を同じくし、従来「環境報告書（2000年～2002年）」や「社会・環境報告書（2003年度のみ）」として発行されていたレポートが「サステナビリティレポート」という名称で発行されるようになった。CSRの本質は企業と社会の持続的な相乗発展に資する活動にあるとし、富士ゼロックスの会長である山本も「CSRは経営そのものである」ことを強調し、CSRの本質を言い切っている。

弊社の中興の祖と言われている、小林陽太郎元会長（2015年に故人となる）が社長から会長職に就任したのが1992年であるが、その時に「よい会社構想」を発表し、目指すべき企業像を「つよい、やさしい、おもしろい」会社と定義した。お客様に対しよい商品・サービスを継続的に提供し、株主にも継続的に報いることができる「つよい会社」、環境・倫理・社会貢献などを通じ地域社会・国際社会に価値が提供できる「やさしい会社」、従業員が仕事や人生を面白いと感じ、取引先からも面白いと思われるような「おもしろい会社」を目指して活動している。そしてこの考え方は1998年につくられたミッションステートメント（富士ゼロックスグループが目指すもの）にも関連付けられている。

- ・ 知の創造と活用をすすめる環境の構築
- ・ 世界の相互信頼と文化の発展への貢献
- ・ 一人ひとりの成長の実感と喜びの実現

この三つの定義各々が、つよい会社、やさしい会社、おもしろい会社の典型的な側面を表現している。

### 小林元会長からの学び

小林元会長は1999年～2003年に経済同友会代表幹事を務めたが、就任の年1999年に発表された「21世紀宣言」の中で、21世紀を迎えこれからの日本のあるべき姿を展望し「経営者・企業の役割と責任」に言及している。そこには「新しい国づくりを政治や行政にのみ委ねるのではなく、経営者・企業が積極的に国づくりに参加する必要がある」と述べ、「市場の進化に向けた（企業としての）イニシアティブ」が行動指針の中に盛り込まれ、市場そのものを「経済性」のみならず

「社会性」「人間性」を含め評価できる市場に進化させる努力を、市場からの受動的な姿勢ではなく企業が能動的に相対していくことが提言されている。富士ゼロックスが宣言した「よい会社構想：つよい、やさしい、おもしろい」と、経済同友会で宣言された企業における価値観の体現としての「経済性、社会性、人間性」は、直接の関係はどこにも説かれているわけではないが、等価式で関係付けられるものと思われる。

さらに2003年の代表幹事を退かれる前の3月に4年間の活動を振り返り、第15回企業白書「市場の進化と社会的責任経営」が経済同友会から刊行されている。世の中はグローバルゼーションによる価値観の共生、技術や知識のイノベーションが重要なキーとなる知識基盤型社会への移行、地球の生態系と経済活動の共生を目指す循環型社会の確立、一人ひとりがパブリックマインドを高め、多様な個性を伸ばし創造性や挑戦心を育む人づくり社会の実現、少子高齢化に適応した経済・社会システムの構築などを求めており、目指すべき21世紀型経済社会の姿を提示している。この中で企業経営の根幹にCSRの概念を染み込ませた取り組みの必要性を強調している。

常に議論のポイントとして<sup>そじょう</sup>組上<sup>そじょう</sup>に上がっていたものとして、「つよい」「やさしい」「おもしろい」のどれを優先するのかといったものがあつた。「つよくなければ」やさしさも、おもしろさも創出することはできないといった論点もあつた、「つよさの中にやさしさ、つよさの中におもしろさ」がなければならないといった議論もあつた。しかし私の記憶する中で小林元会長は「すべての源泉」は従業員がおもしろいと感じること、感じて行動することにあることを繰り返されていた。視点の違いによっていかようにも捉えることができ、ディベート対象のテーマに格好の題材であるが、私は「つよい」

「やさしい」「おもしろい」の比較論、順位論を超えたところに目指すものがあると思っている。それは「しなやかさ」あるいは今風で言えば「レジリエンス」なのかもわからない。

小林元会長と会話をさせて頂いたことはそうたびたびはなかったが、幸いにも人材開発部門やCSR部門、さらには富士ゼロックス総合教育研究所の経営に携わらせていただいたことで、何度かその機会をいただくことがあり、人材の育成や企業の社会性について議論をさせて頂いた。2005年にCSR部設立と同時に部門の方向性がどうあるべきか部門で議論をしても結論が出なかった時期に面談をさせて頂いたこともあつた。その時の開口一番おっしゃった言葉が今でも忘れられない。「CSR部なんていう組織は、僕はあえてつくる必要はないと思っている」というものだった。「必要なくなるまで組織の隅々に浸透させないといけないのがCSRの活動なのだよ」とおっしゃった。実はその言葉は私の心中では穏やかな言葉ではなく、CSR部設立に思いを高めていた私たちの気持ちをグラグラと崩れさせる衝撃的な言葉であつた。しかしソファに座り終始落ち着かれて繰り返される言葉の一つ一つが、長年企業の経営や存在意義について洞察され実践されてきた経験に基づくものであり、核心をついた言葉であることが、じき理解できるようになった。「富士ゼロックスはよいことをいろいろやっているのだから、それをまずは社員に知ってもらわないといけない」「販売会社も関連会社も社会に貢献する活動をそれぞれやっているのだから、それを本部が知っておく必要もある」そのような話をさせて頂き、私も肚に落ち退席させて頂いた記憶がある。現場組織の自立性にこそ、CSRの本質はあるべきなのだ。

## 葛藤を乗り越えてのCSR活動

このような小林元会長の足跡も辿りながら、2005年にCSR部のあり方についても部門メンバーと議論したわけであるが、もっとも議論を深めたのは「経営とCSR」の関係性であつた。今でこそ「CSRは経営そのものである」というのは至極当たり前のことであると受け止められるが、2005年当時は強烈にコスト改革を行っていたため、CSR活動は「総論賛成・各論反対」的な風潮や意見が飛び交ったときもあつた。特に4月号で紹介した「CSR調達の導入」などは取引先からの部品調達に毎年厳しいQCD（品質・費用・引渡）交渉を行っており、そこに加え取引先にもCSRの調達条件を付加していく



ことが世の中の流れになりつつあり、特に欧米の取引先からは、当社に対してCSR経営を前提とした調達条件を求められることが多くなっていた。そこで富士ゼロックスでもEICCの基準<sup>1</sup>を参考に取引先を巻き込んで調達基準を定めるという活動を企画した。厳しいコスト交渉に加え、さらなる条件を求めるといのが果たして正しいことなのか、二律背反的なこととして排除すれば、いずれ来るCSR調達の流れに取り残されるリスクもあり、「つよい」「やさしい」「おもしろい」の理念に反することになるのではないかという議論を経営と何度も重ねた記憶がある。

CSRは決して綺麗ごとではなく、社会や企業の持続的成長を目指すものであり、真剣に真摯に諸課題に対峙し、未来を展望し、一步一步解決を図るものだという認識を行い、その活動が現在も続けられている。

## CSRから人材育成へ

CSR部門立ち上げ時の責任者としての活動は2年余りで次の責任者にバトンタッチすることになり、一旦営業現場に3年ほど従事し、その後2010年に本社の教育部門に呼び戻された。営業現場の3年間ではCSRの経験を生かし、営業組織内のCSR勉強会を行ったり、お客様へのCSR活動の紹介などを積極的に行った。それも小林元会長のCSRは現場が実践すべき事項との教えの影響であると思っている。キャリアを生かすには自分の体験談などを常にプレゼンテーションでできる態勢しておくことが重要で、CSRも新たな動きが早い。ため、営業現場に戻ったときもできる限り新しいCSRの動向をキャッチしておく必要がある。その後2010年に2005年以來の教育部門に再度着任した。着任当初は「基幹人材の育成フレーム」の策定、「マネジメント変革プログラム」の設計などを行い日々の時間を費やしていたが、当社の人材開発の育成方針である「自ら考え、自ら行動する人材」という原点に立ち戻りこれからの人材育成の方向性を考えていたときに、議論の末今後重要となるのが「リーダーシップ開発」であるという結論に達した。折り返しも2012年2月が富士ゼロックス創立50周年の年で、次の50年の事業継続をリーディングできる人材の育成も経営戦略の一つの大きな目玉となっていた。

経営理念である「つよい、やさしい、おもしろい」を創出するのは常に人材であり、ミッションステートメントの一つに記されている「一人ひとりの成長の実感と喜びの実現」こ

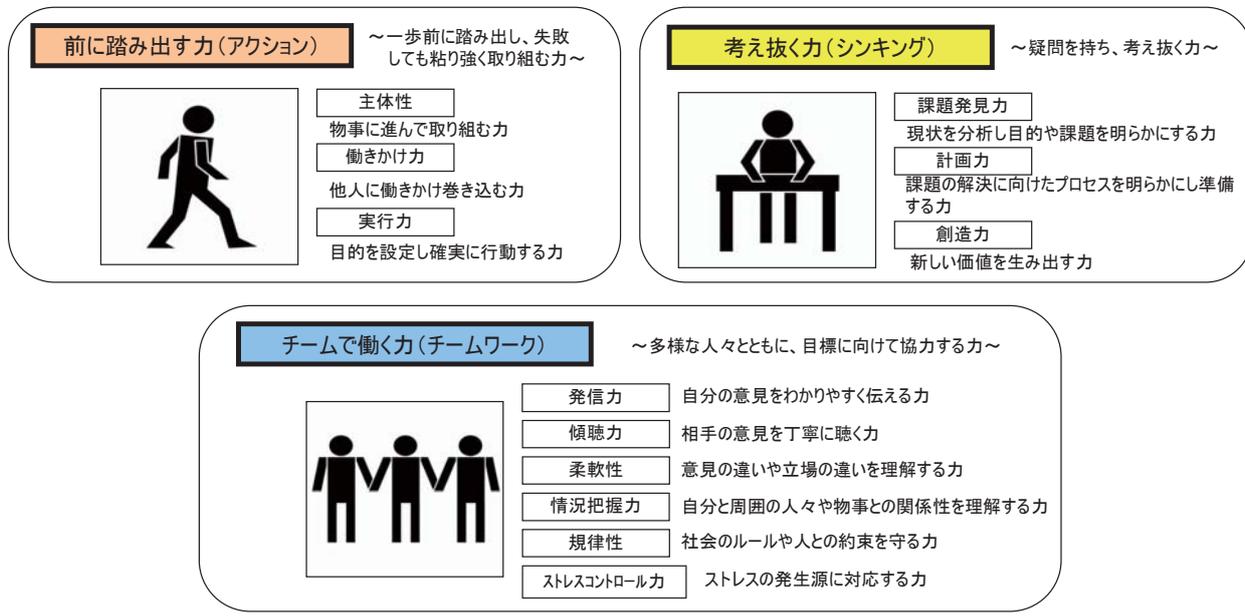
そが、経営理念の実現に向かう大きな原動力になるのではないかと考えていた。そして人材開発とCSR活動は別物ではなく、切っても切れない強い関係をもって考えるべきものという信念が私の中にも湧き上がっていた。またCSR活動側から見たステークホルダー（富士ゼロックスが価値提供を行う対象主体であり利害関係者）は六つに分類、定義されており、それは「お客様」「従業員」「取引先」「地球環境」「地域社会」「株主・投資家」となっているが、「従業員」の項目では、「一人ひとりが能力を最大限に発揮し、いきいきと働ける環境を構築します」とうたわれている。当社がいかに人材を大切にすべきかは経営トップから現場にいたるまで浸透していたように思う。

## リーダーシップ開発

私の人材開発に携わっていた経験からすると、従業員にとって、働ける環境や学ぶ環境が提供されていることは、一見良いように聞こえるが、むしろ人材開発とはこのような受動的なものではなく、より能動的なものであるべきであり、自己の成長のために自らの時間を犠牲にしてでも自己投資すべきものではないかと考えている。そうであってこそ初めて人材育成の効果が出るものである。そのために私自身は「より能動的な人材開発」を進めていきたいと強く思っていた。

いずれにしろCSR部門と人材開発部門をキャリアの中で経験させていただいたことで、この二点を融合させたものをいかに見出せるかが私のミッションと心得、人材開発に取り組み始めた。そのもっとも大きな特徴が「リーダーシップ開発」であった。「リーダーシップ」とは「職制の上に立つものが発揮し、指し示すものである」という考え方が一般的であるが、それは当然のことであるとして、実は職制の上に立たない若い時期から意識し、行動に示すべきものである。年齢・経験のある者が若手に伝承する技能や文化などはとても重要なことであるが、リーダーシップはより能動的に自立的に発言し行動し、これからの進むべき方向を切り拓いていくものである。特に現代のようなVUCAの時代においては、正解がない時代であり、当面の解を探索し続ける時代となっ

1 EICC：電子業界行動規範（Electric Industry Code of Conduct）は、電子機器業界のサプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、そして労働者が敬意と尊厳を持って扱われること、さらに製造プロセスが環境負荷に対して責任を持っていることを確実にするための基準等を規定したものの。



経済産業省「社会人基礎力」資料より転載

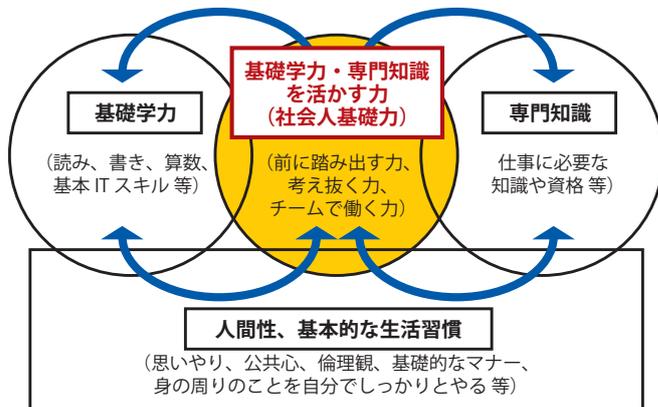
3つの能力/12の要素

ている。VUCAとはVolatility (変動性)、Uncertainly (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (あいまいさ)の頭文字をとった現代の特徴を示した言葉であるが、まさにVUCAのとおり、少し前まで主流だったものがすぐに新たな技術の台頭で姿を消し、ある問題が複数の要因によって発生したり、真の原因を突き止められない状況であったり、前例がないことがあまりにも多く一つのメジャメントでは判断つかないものが多い時代となっている。

そういう時代に必要とされるリーダーシップを発揮する人材を育成するためにはどうすればよいかいろいろな考え方があると思う。私はその時のメジャーにしているものがいくつかある。とてもベーシックなことであるが、10年前の2006年に経済産業省から発表された「社会人基礎力」もその一つ。基礎力なので、リーダーシップの発揮と次元が違うのではないかという考えもあるが、これがなかなか実現できていないのが実情で、今の日本社会ではこの基礎力は必要不可欠であると考えている。2006年当時もおそらくグローバル化の真っ只中で日本の社会人のあるべき姿を表現したものが「社会人基礎力」となって発表されたものだと思う。「考え抜く力」「前に踏み出す力」「チームで働く力」の三つで構成されており、「自ら考え、自ら行動する」人材とも合致すると考えている。特に自ら「考え抜き」「前に踏み出す」こ

とはできても、最近は「チームで働く」ことがさらに重要となっている。それはVUCAの時代で一人の力に限界があるためである。多様性を受け入れ、発信することと共に傾聴することが重要であり、そのためには「謙虚さ」「寛容性」などの人間力も磨かなくてはならなくなっている。

実はこの「社会人基礎力」は全体の能力開発の一部であり、読み、書き、算盤、ITスキルなどの「基礎学力」、業務遂行に必要な「専門知識」を活かすために必要なのが「社会人基礎力」と位置づけられている。そしてこの中でもう一つ必要なものが「人間力、人間性」の部分である。これも能力開発



経済産業省「社会人基礎力」資料より転載

の全体図の中に表現されているが、思いやり、公共心、倫理観、基礎的なマナーと表現されている。リーダーシップ開発はこの「人間力」の部分に重きを置きがちになってしまうが、スキルとしての「社会人基礎力」もはずせないものと考えている。

もう一点私が「リーダーシップ開発」において重要視しているものがある。それは個人が伸びようとするのを妨げてはならないことである。逆に言えば、その伸びようとする気持ちをサイドサポートすることが大事だと考えている。Planned Happenstance Theory（計画的偶発性理論）と呼ばれる理論が1999年にスタンフォード大学のクランボルト教授から提唱されている。キャリア開発論である。この理論によると「予期せぬできごとが個人のキャリアを左右する。予期せぬできごとを避けるのではなく、起こったことを最大限に活用する偶然を積極的に創り出し、キャリア形成の力にすることが重要」としている。現代は自分のキャリアを描こうにもなかなか思い描いたままを実現させることが難しい時代になっている。この理論をより私なりに解釈すれば、今の仕事はどうであっても、何事も全身全霊で一生懸命やれば、自分のキャリアは思い描いていることを実現するかのようになり、自分のなりたい姿になっていくということだと解釈している。どんな予期せぬ仕事も、それをチャンスと捕らえ、真正面からぶつかってこそ、次のキャリアが待っているということである。努力する者を必ず評価している人がいて、いつか偶然であるかのごとく必ず報われるときがくるというものだ。そういう「運」のようなものを引き込めることもリーダーシップ発揮の重要なポイントであるが、「運」を引き寄せる

力のある人には、「好奇心：学ぶ意欲」「持続性：めげずに努力する」「冒険心：行動をおこす」「柔軟性：状況適応力」「楽観性：実現可能性を信じる」などの素養が必要であるとこの計画的偶発性理論でひも解いている。これらは先ほどの「社会人基礎力」の欄外の能力資質の中の「人間力」の部分に該当するものと考えている。

まとめると、リーダーシップ開発にはいろいろな考え方があるが、私の「人材開発活動」の中では、特に若い人に対して「社会人基礎力」と「Planned Happenstance Theory」の中で持つべき五つの資質を意識した育成活動を行っている。それらはすべて受身ではなく能動、つまり「自ら考え行動する」ことを基本にしている。

## リーダーシップ開発の実践

2010年から2016年までの間で、富士ゼロックスグループの次の50年を支える「若手変革リーダーの育成NLP（Next 50 Leaders Program）を現在の富士ゼロックスの社長である栗原と進めてきた。毎年30名弱の人材を富士ゼロックスの本体、販売会社、関連会社全体から募り、毎月2回、金曜日と土曜日を実施日にあて社内の研修施設で開催してきた。仕事にある程度慣れてきて、内向き思考になりつつある20代後半から30代中盤の若手メンバーを中心に募集し、論文と面接で選抜しメンバーとして推挙している。1期のプログラムで、9ヶ月にわたり、合計20回開催し、「富士ゼロックスに対する変革提言」を経営に対してチームで行ってもらった。こだわりは人事の選抜ではなく、完全な手挙げ式で土曜日は自己啓発として休日出勤などの措置はとられない。完全な自分の意思と志をもってチャレンジするプログラムである。家族などの時間を犠牲にすることもあると思うので、そこにも強いコミットメントを求めている。家族の理解と協力あつてのプログラムだ。また外部シャワーを徹底的に浴びせることにもこだわりをもっており、外部からお越しいただく講師のかたがたにも事前にプログラムの趣旨を説明し、決して講師と聴講者の関係ではなく、面と面の真剣勝負の場にしていただいている。今まで5年間活動し5期生まで142名が修了しており、海外にもそのうちの15%程度が新たなチャレンジとして中国、マレーシア、シンガポール、インド、アメリカなど各国に赴任している。修了生が各販売会社のローカル地域に戻り、そこで同じような変革活動を起こすことが基本であ



Planned Happenstance Theory 計画的偶発性理論

るが、さらに海外に飛び火し、その連鎖反応はどんどんと広がっていると自負している。自らがPlanned Happenstance Theoryを再現しているように思えてならない。

もう一点紹介したいのが、新卒の研修の中で採用していたプログラムである。2011年の東日本大震災の直後に221名の新卒が富士ゼロックスに入社した。3月11日の震災直後だけに、入社式を行うのか、新卒研修を行うのか、私たち教育部門のメンバーも経営層と何回も議論し、出した結論は、入社式、新卒研修とも正式に行うというものであった。その後従来のプログラムになかったものを一つ組み込んだ。それが東日本大震災の復興活動の支援であった。拠点を宮城県気仙沼市大島という島への支援ということで現地対策本部とCSR部と教育部が三位一体となり実現したものであった。大島は人口3000名余りの小さな島で、海岸が美しいことでも有名で「緑の真珠」と呼ばれている。瓢箪のような島であったために、島の中央部を津波が横断したことで、島の農業（ゆずなど）や漁業（ホタテや牡蠣の養殖）、産業は壊滅的な被害

を受けていた。ここに221名の新卒を送り込んだが、このように大量のボランティアを受け入れられるかどうかは経験がないことであり、食事なども十分にとれないことも想定に入れながら、現地には決して迷惑はおかけしないというコミットメントをした上で活動を開始した。数名のボランティアの活動も貴重であるが、若い力の有り余る200名強のチームの力は強大であり、復旧活動は大きく前進することができ、島民の方々からも多くの感謝の言葉をいただいた。しかしこの活動は一過性のことであり、このままで終わってしまえばなんら島の復旧に効果をもたらすことはできないため、その後富士ゼロックスではCSR部がボランティアを継続的に派遣したり、翌年には富士ゼロックスのアジアパシフィック各国の社長が大島を訪れ、町民や高校生との交流活動や復興活動に参加して国際親善を深めた。また前出のNLPの二期生の時にメンバー25名が大島を訪問し、島の復興に向けた提言活動を行っている。リーダーシップ開発にとって、企業人である前に社会性をもった人間でなければならないことは必然であり、社会との接点を多く持つてもらうための機会としてはとても重要な接点であったと考えている。今でもその活動はいろいろなかたちで進められているが、新卒のボランティア派遣活動が起点となり、その輪が広がり、継続していることはありがたいことである。また大島だけでなく、石巻や遠野にもその活動が広がり、テーマも震災復興から別のテーマが見い出され、企業活動における地域交流とビジネスを結びつける活動に拡大している。

### まとめ

前半にCSR組織の成り立ちとその基本的な考え方を自らの体験の中から表現させていただき、後半はCSRの考え方を取り込みながら人材開発、特にリーダーシップ開発に取り組んできた考え方や実践事例を紹介させていただいた。今後も重要なことは「人を育てる」ことだと思っている。それが私が小林元会長から学ばせていただいたことでもある。CSRと経営を考えるにあたり、私の中では「人を育てる」ことが最も重要な要素であり、特に将来を支える若手が自らリーダーシップを発揮する機会を見つけ出せるような、学びのチャンスをつくるのが私のミッションであると思っている。残る人生を「人を育てる」活動に注力してまいりたいと思っている。



気仙沼の復興支援活動～瓦礫拾いと清掃（上）  
汚れた文書を洗浄し、スキャナで電子化（下）

この複合機、使う人を選びます。



ICカードを用いた使用権限の設定で、情報を守る複合機「ApeosPort」。

ユーザーIDやパスワード入力などの面倒なキー操作を省きながら、個人や部門ごとに使用できる機器や機能を細やかに特定・制限できます。認証サーバーに登録されたユーザー情報を有効利用できるほか、サーバーに保留した出力データをどのApeosPortからでも認証後に出力する活用も可能に。放置プリントの抑止や履歴の追跡など、ユーザーに

ApeosPort

負荷をかけることなく情報漏えいを防ぐ、出力環境の構築を支援します。



ApeosPort-V C7776

富士ゼロックス株式会社 [www.fujixerox.co.jp/](http://www.fujixerox.co.jp/) 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3

ご意見、ご相談などはお客様相談センターへ。0120-27-4100 | 受付時間 | 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土・日・祝除く)

Xerox、Xeroxロゴ、およびFuji Xeroxロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。

**FUJI xerox** 

# 旧地域資料を一元管理 城下町の歴史が蓄積された —— 信州・松本市文書館

平成28年5月、新緑が目にも染みやすい甲斐路を特急あずさで下り、北アルプスが望まれるJR松本駅に着いた。松本市文書館は、上高地へ向かう松本電鉄上高地線の渚駅から徒歩10分程の所にある。ご多忙の中、米田秀俊館長と小松芳郎特別専門員にお話を伺った。



JIIMA 広報委員会

委員 なが い つとむ  
長井 勉

**広報委員** 完成して間もないのでしょうか。明るくてきれいな文書館ですね。

**松本市文書館** 平成26年9月に新文書館としてオープンしましたので、今年の9月で2年になります。

**広報委員** 建て替えられたのですか？

**松本市文書館** それまでは旧芝沢支所（和田地区）の建物を利用しており、文書館としては平成10年10月に開館しています。

**広報委員** 他の自治体でも同じように文書館を設置されているのでしょうか。

**松本市文書館** 長野県には、すでに複合的な施設として県立歴史館がありましたので、当館は県内で2番目の施設です。当時、全国約3千の自治体の中、県内市町村では松本市が初めてで全国としては16番目です。その10年後には長野市公文書館が開館し、さらに平成25年4月に小布施町文書館が開館しました。この他にも県内では設置を検討している自治体があると聞いています。

**広報委員** 開館までの経緯、市史編さん事業などを含めて教えてください。

**松本市文書館** 平成元年4月1日、総務部に市史編さん室を設置し、松本市史編さん事業を開始しました。9年後に市制施行90周年を控え、その周年事業のひとつとして市史編さんを始めたわけです。当初から市史編さんで収集した資料は、編さん後も将来にわたって保存・活用できるようにするとい

う基本方針がありました。「将来、市民のために伝えることができるように配慮する」というもので、これは五つの市史編さん大綱のひとつでした。

**広報委員** 具体的な編さん事業の内容を教えてください。

**松本市文書館** まず、昭和の合併前の15ヶ所の旧役場文書の整理を始めました。1年間に五つの村の分ずつを燻蒸し、特別な選別はせずに、残されていた文書を1点ずつ文書袋に入れ、カード化しました。多い村では1万点もありました。結果として、すべての役場文書は約8万点以上になりました。その後、整理と選別を終えて平成10年3月に『松本市史』全5巻11冊を刊行できました。それまでに収集した資料の保存、活用施設の運営、移転などの協議を何回も行い、最終的に市長の判断のもと、文書館を旧芝沢支所へ設置することになりました。



刊行された松本市史と関連書籍



整理作業前の収蔵庫につまれた文書（旧島立村）

整理前の旧役場資料書庫と現在の書庫。当時の整理作業の苦勞が忍ばれる



公文書書庫



地域資料の書庫

広報委員 そして10月に旧松本市文書館の開館ですね。

松本市文書館 平成10年3月31日で市史編さん室は解散し、同年9月には議会で松本市文書館条例が議決され、10月の開館にあわせて施行されました。

広報委員 市史が刊行され、その後6ヶ月後に開館とは、とても早いスピードですね。

松本市文書館 編さん9年、開館まで6ヶ月です。また、編さんのため旧家から借用した古文書などはマイクロフィルムに撮影後、紙焼きしました。約6万点あります。

広報委員 大がかりな事業でしたね。

松本市文書館 市制90周年の事業の節目として市史を刊行できました。編さん委員長は当時の助役が努め、議会でも市史編さんで利用した資料はどうするのか、という活用面の心配もされたということです。

広報委員 旧役場文書の保存状況はどうでしたか。

松本市文書館 役場ごとの事情によって保存状況はいろいろでした。実際、木造づくりの倒れそうな施設に野積みで保存されている文書もなかにはありました。

広報委員 開館時の目録作成は？データベース化などされていましたか。

松本市文書館 編さん事業の時から開館のことを考え、収集文書は検索カード方式を採用し検索するようにしました。当時はデータベース化することは考えていませんでした。

広報委員 では新文書館建設についてお伺いします。きっかけは何ですか。

松本市文書館 ひとつには、建物の老朽化と収蔵スペースの不足です。また、平成の合併で5町村が松本市に加わり、これらの旧役場文書の受け入れも理由のひとつです。平成23年度に文書館の移転新築について議会で了承され、平成24年度にはプロポーザル（企画・提案）方式で実施設計、平成26年9月に新文書館がオープンしました。同時に文書館収蔵資料検索システムも立ち上げました。新築ということもあり視察も多く、その対応をする中で、当館の運営などご理解いただいております。

広報委員 松本市は、これまで合併を多く繰り返してきたのですから貴重な資料は多いでしょうね。

松本市文書館 昭和の合併前の15ヶ所の旧村ごとに地域の記録をまとめた市史は、全国でも珍しいようです。また、平成に合併した旧町村（四賀村、安曇村、奈川村、梓川村、波田町）の記録は現在も整理しています。

広報委員 職員数は何名ですか。

松本市文書館 現在、常勤が6名です。その中に専門員が2名おり、歴史的な評価選別を行っています。

広報委員 現用文書から非現用文書の保存の流れはどのようになっていますか。

松本市文書館 実は明確化されていません。本庁では保管スペースも少なくなり、外部倉庫も利用しています。分散化を



お話を伺った米田秀俊館長（左）と小松芳郎特別専門員（右）

防ぐため、ここの敷地内に現用文書の書庫の建設計画があります。

資料の保存年限も、永年保存を見直すなどルール策定を含めてこれからの検討課題です。

**広報委員** 文書管理システムの導入は？

**松本市文書館** 昨年導入し稼働していますが、電子決裁は実施していません。

**広報委員** 昨年、戦後70年をテーマにした展示会をされた文書館がありました。こちらでは？

**松本市文書館** 当館を所管する行政管理課が平和事業を実施しているため、開館当時の平和資料コーナーがあります。今年、平和都市宣言30年が経過し、それを記念に講座を4回開催します。また、戦争体験者にインタビューをして、戦時中の話をまとめた『伝えたい私たちの戦争体験』の出版も行いました。

**広報委員** 聞くところによりますと終戦直後に通達された「機密重要書類焼却の件」の公文書が唯一松本市文書館に残されていると聞きました。

**松本市文書館** その文書は、市史編さんの過程の中で見つけました。現在は当館でしか保存されておらず、各地でこの話題が紹介されています。大変貴重な記録のひとつです。

**広報委員** 市の行政チャンネルで文書館講座が放映されると聞きましたがどのような取り組みですか。

**松本市文書館** 本市の広報課が撮った毎月の文書館講座を地元のケーブルテレビを通じ、「松本市行政チャンネル」の中で放映するものです。今年度のテーマは「戦時下の松本」で、



重要機密文書の焼却を命じた文書



戦時下の記録展示も

「歩兵第五十聯隊」、「満州移民」、「女性と子供たち」、「軍事情場疎開」などを放映します。

**広報委員** 豊富な歴史資料、公開に向けたデジタル化の取り組みはいかがですか。

**松本市文書館** 現在、外に向けた公開は意識していません。ただし、マイクロフィルム化は長期保存のために継続して行っています。

**広報委員** 市民の方々の知的資源を保存・公開する松本市文書館のますますの繁栄を祈念しています。本日はありがとうございました。

#### 松本市文書館

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/sisetsu/kyoiku/bunsyokan/>  
〒390-0837 松本市鎌田2丁目8-25

開館：平成10年10月1日（平成26年9月24日新築移転開館）

施設：鉄筋コンクリート構造地上2階建 開架スペース、閲覧スペース、平和資料コーナー、講義室、会議室、搬入室、作業製本室、事務室、文書庫（公文書室、地域文書室、写真資料室等）

所蔵資料：公文書約7万6千点、地域文書約5万点、写真資料約8万点、書籍約1万点

開館時間：午前9時～午後5時（月・祝日・年末年始休）

交通案内：JR松本駅から徒歩20分、または松本電鉄上高地線渚駅から徒歩10分、無料駐車場あり

## インタビューを終えて

取材で城下町を訪れたのは初めてである。「まるごと博物館」とも称される松本市、市全体が屋根のない博物館だ。以前この地では国連軍縮会議や平和首長会議国内加盟都市会議なども開催されたこともあり、文書館ではこうした平和行政の取り組みを「平和資料コーナー」で展示している。また、ケーブルテレビを利用した文書館講座を配信し、家庭でもレクチャーを受けられる画期的なサービスを展開するなど、他の事業との連携が文書館でうまく生きている。

市史編さんのベースになった15ヶ所の旧村役場の記録がここに一元管理され、今後は平成合併期に収集した旧役場の記録が整理され、公開される予定だそうだ。以前、吸収合併された自治体の資料がないがしろにされていたり、歴史編さんで収集したにもかかわらず、散逸されてしまった話を聞いたことがある。この文書館では経験豊富な知見者である特別専門員を常時配置されているせいか、それぞれの地域の歴史がもれなく編さんされ、市民に公開されている。こ

れは町村を吸収した松本市の責任であり、公文書館法の自治体の責務を果たされた見本でもある。これからは将来を見込んだ書庫の増築や外部書庫からの移管、中間書庫の設置、また発生から廃棄、歴史的な評価選別など公文書管理のフローの確立などの改革が待ち受けている。部局の文書管理システムの稼働や紙文書をマネジメントするファイリングシステムの有効利用も期待したい。

遅々として普及が進まず全国約70ヶ所しかない公文書館。松本市文書館の例で見られるように、空き施設を利用した市史編さん事業終了の着地点としての公文書館の開館は、その地域の歴史を保存・公開する考えに基づくものである。長野県内では今後数ヶ所で公文書館の設置を検討しているという。心待ちにしたい。

尽きることのない松本市文書館活動だが、市民の知的資源という「お宝」を大事に活用すると共に、併せて市職員の行政利用の向上を期待している。

松本市文書館所蔵  
検地仕法

「<sup>けんちしほう</sup>検地仕法」は江戸時代、松本藩御預所の信濃国筑摩郡今井村（松本市今井）より内藤駿河守領分古見村（東筑摩郡朝日村）にかかる土地を検査した時の記録です。

神戸村（松本市笹賀）の丸山角之丞がえがいたこの検地の絵図は、今井村と古見村との用水をめぐる紛争解決のために、幕府が行った天保5年（1834）の検地の様子を示したものです。

検地奉行には、江戸勘定奉行2人と松本藩奉行1人があたり、それに各奉行つきの用人・御供ら6人ずつ18人がつき、ほかに8人の下役人と松本藩役人6人の総計35人と、村方からは案内役の村役人17人、そのほか多数の人足を動員して行われました。5月から12月にかけての長期にわたるものでした。

検地役人らは田圃の細道を一列になって進み、村役人を案内役とし、用人や道具持ちを従えた検地奉行が先頭にたち、何人かの検地役人らが続きます。そのあとに、検地小道具持ちが続き、村役人などが並び、最後に人足が続きます。

当地につくと各分担にしたがって準備をして測量に入ります。



松本市文書館



<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/sisetu/kyoiku/bunsyokan>

〒390-0837 長野県松本市鎌田2丁目8番25号  
TEL. 0263-28-5570 FAX. 0263-24-2110

◆ わが館の特長

当館は、『松本市史』編さん事業の中で調査・収集した資料をはじめ、歴史資料として重要な公文書、地域文書等を収集及び保存し、市民の皆様にご利用いただくため、平成10年10月に旧支所の建物を利用して開館しました。当時、全国約3千ある自治体の中で16番目の開館でした。

その後、施設の老朽化や狭隘化などから、新館建設の準備を進め平成26年9月に新館が開館しました。

特に、幅広い多くの方に利用いただくため、毎月「文書館講座」を開催しています。毎回100名前後の参加があり大変好評をいただいています。その他、戦争を語り継ぐため平和資料コーナーを常設しています。

◆ 所蔵品

公文書(旧役場文書)	76,000点	地域文書	50,000点
写真・マイクロフィルム	80,000点	書籍	10,000点

## ブックスキャナ

株式会社PFU うす い のぶ あき 臼井 信昭

ブックスキャナは文字通り、書籍を電子化するスキャナのことです。今回はブックスキャナにはどんな利便性があるのか解説していきます。

## ブックスキャナの特長

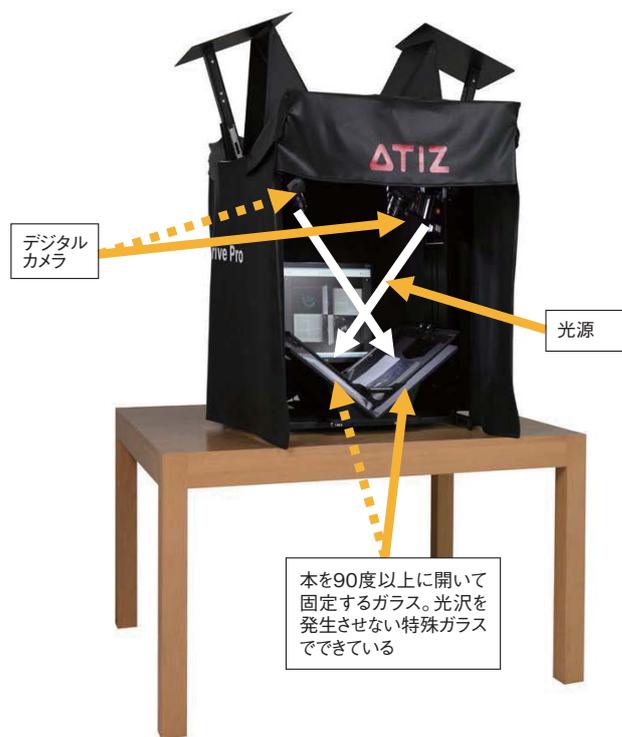
ブックスキャナは主にページ数が多い書物を撮影(電子化)するのに使われます。ページ物を撮影するのにフラットベッドタイプにADF(自動給紙装置)をつけた機種も広い意味ではブックスキャナですが、プロ仕様としては本の背を断たずに撮影するものをブックスキャナと呼んでいます。一般書籍のほか、古文書など貴重書のスキャンに利用されます。古文書などの貴重書は、現在存在しているものが一冊しかない、紙が酸化してもろくなっているということもあり、汚さず、棄損せずにスキャンすることが求められます。ブックスキャナは背を断裁しなくても、また本を開ききらなくても撮影できるよう設計されています。

こうした用途から、図書館、文書館、学術機関に業務用として設置されているケースが多く、また装置もおしなべて大型なため、フラットベッドスキャナのような手軽さはありません。最近では、自炊のために自分でブックスキャナを作成するといった稀有な例も見られます。

## ブックスキャナの構造

撮影のための光源は中央上部から直下へ向いて照射されており、被写体で反射し、おおよそ45度程度の角度をもってデジタルカメラのレンズに入射するようにできています。本を開いたままにするためのガラス製の押えは、鏡面反射を起こさないよう設計されています。一般的に綴じ部の歪みや影を撮影しないように本の記述内容だけを撮影する仕様になっていますが、歪みや曲りをソフト的に補正するタイプ・機能も備わっています。

手動でページをめくるもの、よりスピードをアップさせた自動めくり機能があるものがあります。自動ページめくり機能は、摩擦でめくるタイプや、本を傾け厚みのある方から



徐々に開放してめくるタイプ、空気圧でめくるタイプなどさまざまです。機種にもよりますが、おおよそ下記のような利点があげられます。

- ・本を傷めず撮影できる(背を断裁せずそのまま撮影、本を開く角度が90度~120度程度、自動めくり機能など)
- ・フラッシュは使用せず、光沢も生じないため、見読性が高い
- ・色再現域は非常に広く、グレーバランスも容易にとれる。RAWデータ、AdobeRGB、eXtendedRGB、sRGBなど、本の内容によって色域を選択できる

## 書籍の電子化利用と公開の意義

ドキュメントスキャナは多くが企業内の文書や資料を電子化し、業務利用されますが、ブックスキャナで撮影された文書(画像)は、研究や文化的な側面で利用されることが多いようです。研究活動・学内での利用、書籍としてインターネット上で公開、DVD販売などです。図書館、公文書館などではスキャンした書籍や文書を横断的に検索するネットワークを構築、提携先で公開したりする仕組みが広がりつつあり

ます。

余談になりますが、古い書籍の中には「後々他者によって書かれたもの、注意書きがあるもの」のほうが重宝されることがあります。原本がすでになくなり、写しがいろいろな考え方によって作成されたものが残っており、それが重要文化財になっているというような場合です。平家物語や源氏物語、明月記などはその例です。原本も貴重ですが、その写しの際に文の外に書かれた注釈が本文と合わせて重要な意味を持つものです。現在の紙文書で言えば赤を入れた部分です。文章を推敲するために書かれたもので、写しをした者の考え方が明確に分かります。近年では役者が注記を入れた脚本も注目されています。残存している本をそのまま電子化して、それが作成された状態を保つということは、原本が失われてしまった場合には、こうした写しで原本がどのようなものであったかを知る唯一の手段となります。

ブックスキャナは色再現域が広く、近赤外や近紫外のような範囲でも再現し電子化できるような機種も実際に存在しますので、このような注釈の書き直しや改ざんの跡なども発見され、数多くの成果をあげています。

海外での有名書籍として多くの方がご存じの「ゲーテンベルグ聖書」があります。15世紀にヨハン・ゲーテンベルクが初めて活版印刷で作成した書籍で、約180部が印刷されたとされていますが、現在では50部弱しか存在しない希少な書籍

です。

これを所蔵しているドイツのゲーテンベルグ博物館では、古文書を電子化して公開しています。ゲーテンベルグ博物館では電子化して公開する意義をこう記しています。

- ・ゲーテンベルグによって活版印刷が世界で初めて開始されたのがこの地であること、マルティン・ルターによる宗教改革がこの地で始まったこと、これら史実を広く知ってもらうため
- ・現在では、電子化して公開するほうが効率的である

ここでは古文書を電子化し、公開できるようになったということを観光客にアピールしています。

## ブックスキャナの今後

現在、電子書籍は急速に普及してきており、本をスキャンするよりも電子書籍用データを購入して読んだほうが容易になっています。また、PDFなどでは自動読み上げ機能もあるため、目の不自由な人などにも採用されてきています。しかし、手書き跡がある脚本や古文書、裁判資料などは原本性を有し、今後もブックスキャナが使用されていくと考えています。

今回は最終回です。今後のスキャナがどのようなになるか説明することにします。

## 入会のおすすめ

# 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

### 会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動を通して視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会（海外含む）、展示会に安価な費用で参加できます。
- マネジメント導入事例、技術動向、JIIMA 最新活動など有益な情報をいち早く入手できます。
- 参考図書、ガイドライン、商品（試験図票など）が割引価格で購入できます。

### 会員の種別と会費

■一般会員 文書情報マネジメント関連システムを利用する法人・個人	入会金	1万円	年会費	5万円
	-----			
■維持会員 文書情報マネジメントに関連するメーカー、ディーラー、ソフト開発、入力サービスなどを業とする法人・個人	入会金		年会費	
	資本金10億円以上	30万円	30万円	
	資本金1~10億円未満	20万円	20万円	
その他の法人	10万円	10万円		

入会のための登録簿はホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jiima.or.jp/>

「入会のおすすめ」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは **TEL 03-5821-7351** 日本文書情報マネジメント協会事務局まで

# ISO/TC171国際会議 統合文書管理とPDF/A-NEXTの標準化進捗状況

標準化委員会 委員長 木村 道弘  
JIIMA特別研究員

## はじめに

2016年5月16日から20日にかけて、ベルギーのヘント(Ghent)で開催されたISO/TC171国際会議に参加したので、関心事である統合文書管理(ISO19475)とPDF/A-NEXTの標準化進捗状況について報告する。ヘントは中世の面影を残す人口24万人のベルギー第三の都市である。3月に発生したブラッセル空港のテロ事件を受けて開催が危ぶまれたが、直前になって予定通り実施するとの連絡が入った。

## 統合文書管理の位置付け

これまででも統合文書管理に関しては、月刊IMの誌面で何度か紹介してきたが、ここでいま一度整理しておく。

統合文書管理の位置付けを図1に示す。統合文書管理は、ISO15489-1:2016(記録管理)で規定されるビジネス要件のもとに、文書情報マネジメントの中核として、真正性(authenticity)と完全性(integrity)を確保するために必要なミニマムの運用要件を規定するものである。また、統合文書管理はシステム要件とも密接な関係をもつ。運用のための実施ガイドはISO/TR15801(Recommendations for trustworthiness and reliability)に示され、個別の技術仕様については技術の進歩に合わせて別の規格として提供される。

(注記: 文書情報マネジメントはJIS Z6015において“文書情報を真正に維持・保存・廃棄及び長期保存する組織的な運用”と定義されている。)

統合文書管理に相当する領域は、これまでレコードマネージャーなどの専門職の経験則と裁量で運用されてきた。しかし、管理対象が紙文書から電子文書中心に移り、紙文書の管理の延長線上では対応が困難になってきた。電子に軸足を移した新たな運用基準が必要な状況にあり、日本から提案した統合文書管理はそれに応えるものとして期待されている。

なお、ISO15489-1は電子文書に焦点を当てて15年振りに大幅改訂され、今年4月に2016年版が出版された。ISO19475-1,-2,-3<sup>1</sup>とISO/TR15801はこの改訂内容と整合を取りながら開発及び改訂を行っている。

ビジネス要件ISO15489-1:2016

トラステッドシステム要件  
ISO22957

統合文書管理(ミニマム運用要件)  
ISO19475-1,-2,-3

実施ガイドISO/TR15801

アーカイブシステム要件  
ISO14641

個別技術仕様(Optical Media, WORM, COM/COLD, ...)

図1 統合文書管理をとりまく全体図

## 統合文書管理CD19475-1, -2, -3

2016年2月に開催されたWG9において、CD19475-1,-2の骨格を含めた見直しを行い、3月下旬に改訂版をWG内に展開している。今回のWG9会議でのこの版に対する主な論点と結論は次の通りである。

① EDMS(文書管理システム)、トラステッドシステムとの関係

一部を要件に取り込むこととなった。

② ISO 19475-1(Capture), -2(Storage), -3(Disposal)の3パート構成の是非

利用者が異なる可能性があり現状のままとする。Captureはオフィス現場での運用管理者、Storageは保管データの管理者、Disposalは廃棄や移管の管理者となる。JISがZ6016(紙文書及びマイクロフィルム文書の電子化プロセス)、Z6017(電子化文書の長期保存方法)と規格を分けていることも背景にある。

③ ISO 14641-1 アーカイブシステムとの重複

仏国からCD19475-2は重なる部分が多いので見直すべきとの強硬な意見があった。それに対して、CD19475-2は、アーカイブシステムだけを対象にしているのではなく、文書情報

1 統合文書管理(ISO19475)はpart1のCapture(取得)、part2のStorage(保存)、part3のDisposal(廃棄)から成る。

マネジメントシステム全体を対象としている。アーカイブシステムもそこに含まれ、実際に要件として14641-1を参照していると説明したが、議論が平行線を辿った。米国から、14641より19475のほうがスコープ広いので14641-1を19475の考え方に基づいて変更することを検討すべきと指摘があり紛糾した。一時中断の後、従来の文書管理運用の作業だけでなく、販売、コンプライアンス、業務管理部門での情報の運用に関わるという全体像を再度説明し、この場は収束した。これに関連して、米国から全体像を整理して、ホワイトペーパーとして準備するよう依頼があった。

#### ④ 附属書 (Annex) の内容

技術的ではないとの指摘もあった。また、TR15801との関係の整理が間に合わず附属書に残っていた内容などについては次の版での編集で対応することとなった。

今回のWG9会議の結論として、CD19475-1、-2の記述レベルをリファインし、2016年10月末までにDIS投票テキストを作成することとなり、最終日の全体会議で了承された。また、NP19475-3は、2016年10月1日までに記載内容を見直したWDを回覧し、CD段階に進めることとなった。

なお、DIS19475-1、-2に向けた今後の予定は次の通りである。

- ～2016.07末 : CD19475-1、-2 の記載内容見直し
- 2016.07末～ : 突合せのレビュー (英国と対面またはテレカンファレンス (状況によって検討))
- 10月末 : DIS投票向け改定版を事務局に送付
- 11月～3月 : DIS投票
- 次回TC171プレナリー (全体会議) :
- 2017.05 : ベルリン (IS化審議)

### 実施ガイドISO/DTR15801

ISO19475シリーズとISO/TR15801は要件と実施ガイドという密接な関係にあることから、これまでも同期して改訂が進められてきた。改訂状況であるが、3月に改定案が展開さ



れ、オーストラリアや日本などからの提案を反映して、文書を軸とした記述から情報を軸とした記述に変更し、情報の信頼性の視点から編集し直している。データベースに対する要求や情報の分類構造についても追加された。今後、7月1日までにコメントを取り込み、7月31日までに編集し、DTR (ドラフト・テクニカルレポート) 投票にかけることとなった。

### PDF/A-NEXT

PDF/AはPDF (ISO32000) の長期保存用のサブセット仕様であり、これまで、PDF/AはA-1、A-2、A-3の3つの規格が発行されている。

PDF/A-1 (ISO 19005-1) : PDF1.4ベース  
添付ファイル不可

PDF/A-2 (ISO 19005-2) : PDF1.7ベース  
添付ファイルはPDFのみ

PDF/A-3 (ISO 19005-3) : PDF1.7ベース  
添付ファイルは任意形式可

PDF/A-NEXT (開発コード名) は、ISO32000-2 (PDF2.0) をベースとしたPDF/Aであり、2015年の11月から検討が始まった。今回のWGでの議論を受け、議論の結果を反映したWDの改訂版を作成し、CD投票に進めることとなった。

#### 1) 規格番号と名称

まず、添付ファイルの有無及び添付ファイルをPDFに限

### 用語解説

TC171 Plenary : ドキュメント管理アプリケーションを検討する国際本会議。

※ISOは分野別に専門委員会 (TC:テクニカル・コミッティ) を持ち、その下に分科委員会 (SC:サブ・コミッティ)、作業グループ (WG:ワーキング・グループ) がある。

規格案はでNWI (ニュー・ワーク・アイテム)、WD (ワーキング・ドラフト)、CD (コミッティ・ドラフト)、DIS (ドラフト・インターナショナル・スタンダード)、FIDIS (ファイナル・ドラフト・インターナショナル・スタンダード) の順に各段階で審議を経て、最終的にIS (インターナショナル・スタンダード) になる。

定するか否かの議論があり、添付ファイルは任意形式可で合意された。したがって、ISO32000-2 (PDF2.0) をベースとしたPDF/Aは1つ、つまりISO 19005-4だけとなる。これまで発行されたISO19005-1, -2, -3は廃止 (obsolete) せず、今後も残すことが再確認された。名称については、PDF/A-4、PDF/A2.0、PDF2.0/Aなどさまざまな案が出たが今回は決まらなかった。

## 2) PDF署名

これまで、日本から、PDF署名 (PAdESと呼んでいる) に関しても、長期保存用のサブセットとすべきとの提案を行って来た。今回の会議で、長期保存用のサブセットとしてISO14533-3 (PDF署名プロファイル、現在CD段階) を参照

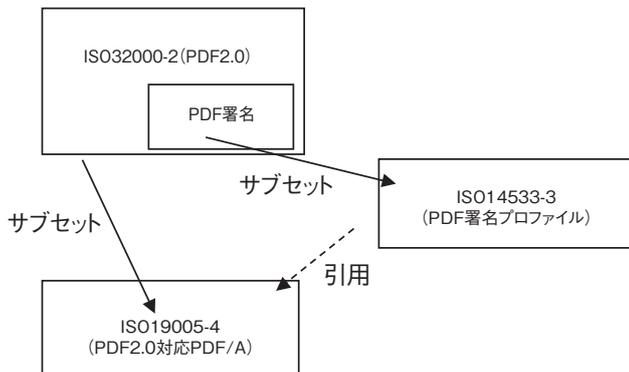


図2 ISO32000-2、PDF/A-NEXT、ISO14533-3の関係

する案が採用された。ISO14533-3は、PDFの長期署名検証が可能になることに加え、電帳法要件に合わせてタイムスタンプだけ付与することもできる。

図2にISO32000-2 (PDF2.0仕様)、PDF/A-NEXT、ISO14533-3 (PDF署名プロファイル) の関係を示す。

## 3) 継続検討課題

今回、継続検討となった主な事項は、次の通りである。

- 適合性のレベルは従来通り3レベルか一本化か
- ファイルヘッダをどう表現するか
- ビデオ・3D等PDF2.0で追加された機能を取り込むか
- JavaScript (3Dを取り込む場合に必要か否か)
- 印刷用メタデータ (TC130) との整合化をはかるべきか
- PDF/Eは今後ともPDF/Aを取り込むべきか

なお、DIS32000-2についてはWG8での投票コメント処理の結果、4度目のDIS投票を行い最終確認することとなった。

## おわりに

これまでのTC171/SC1/WG9会議を通して、ビジネス要件 (ISO15489-1など)、トラステッドシステム (ISO18829など)、運用 (ISO19475-1, -2, -3) の関係を明確にすることができた。これにより、運用を軸として、真正性を保った一貫した情報運用の要求が整備できると考えている。具体的な利用モデルなどのガイドを提供し、普及展開を図っていきたい。

## 新刊紹介

改正後の新制度を詳細解説、税理士のサポートの仕方を教える一冊

平成28年度改正対応

# こうなる! 国税スキャナ・スマホ撮影保存



平成27年度に引き続き、平成28年度も改正された国税関係書類のスキャナ保存。国税書類のスキャナ、スマートフォン撮影データの保存の仕方、企業への導入方法を税理士の視点から導きます。

- 1 スマホ撮影保存・スキャナ保存が企業を変える!
- 2 スキャナ保存・スマホ撮影保存の概要
- 3 会社への効果的な導入と進め方
- 4 小規模事業者特例の税理士・公認会計士のサポート
- 5 資料編

著者 佐久間裕幸 (税理士・公認会計士)  
判型 A5判 (152ページ)  
ISBN 978-4-324-10150-6  
定価 2,160円 (税込み)

販売 ぎょうせいオンライン <http://shop.gyosei.jp/index.php>

# Panasonic

## BUSINESS



上位機種の読み取りスピードと耐久性を実現  
 バックオフィスでの大量の読み取り業務に最適

# A4ドキュメントスキャナー

## 新登場!!

KV-S2087-N\* **NEW**



## HIGH SPEED SCAN

特長  
1

**高速読み取りを実現!!  
 大容量ADFを搭載!!**

読み取りスピード 85 ppm/170 ipm\*1  
 (200/300 dpi, 白黒/カラーも同速) 200枚\*2 までの大量原稿を原稿トレイにセット可能



特長  
2

**消耗品ローラーの耐久性が大幅向上!!**

消耗品ローラーの交換目安が35万枚と当社従来機種\*3の約1.2倍に耐久性が向上

特長  
3

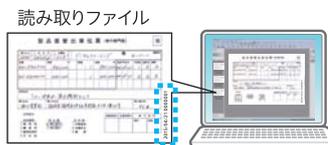
**Uターンパス/ストレートパスと  
 搬送方式を簡単切り換え可能!!**

排紙方向セクターにより、排紙方向の簡単切り換えが可能。  
 Uターンパス: 20~157 g/m<sup>2</sup>、ストレートパス: 20~546 g/m<sup>2</sup> の読み取りが可能



特長  
4

**ポストインプリンター(オプション)と  
 デジタルインプリンターが可能!!**



2015/04/21 0000001  
 英数字の文字を付加

(※1)読み取り速度は、当社において特定の条件で実測したおおよその参考値であり、保証値ではありません。  
 (※2)80 g/m<sup>2</sup> 新紙の場合 (※3)当社KV-S2048CNとの比較による

パナソニック  
 ドキュメントスキャナー  
 ラインアップ

\* モデル品番は  
 KV-S7097、KV-S5076H、  
 KV-S5046H、KV-S2087です。



KV-S7097-N\*

**NEW**



KV-S4085CWN  
 KV-S4065CWN



KV-S5076H-N\*  
 KV-S5046H-N\*



KV-S2087-N\*

**NEW**



KV-S1065CN  
 KV-S1046CN

お問い合わせは パナソニック システムネットワークス株式会社 オフィスプロダクツ事業部 グローバルマーケティング部 国内販売課  
 〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号  
 TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner\_support\_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <http://panasonic.biz/doc/scanner/>

# たくましい日本女性の先駆け

会社勤めをしていた時に、社内留学制度で英国に行ったが、もともとこの制度は、海外ならどこでもよく、自分の好きなところへ行き、何をしてもいいという結構なものだった。家族連れもOKで、給料は減ることもない。期間は、当時は1年半だった。

英国を選んだのは、英国の勃興と没落と衰退を教えている教授がいたからだ—という聞こえはいいが、私の場合は、とにかく子供の時代から英国に行きたくて、英国に行けるならなんでもよく、本を探していたところ、英国の大学教授の著作を読んで、「これだ」と思ったのだ。本来なら「大國の興亡」という有名な著書があるから、その作者のアメリカを選ぶのだろうが、私は違った。

早速、訳者の若い研究者に電話したところ、教授が近々日本に来るといって紹介してもらった。結果、英国シェフィールド大の大学院で政治学の聴講生として学べることになった。ただ実質、大学で勉強をしたのは、6カ月間だ。英国の大学院のカリキュラムでは1年間の授業がわずか半年なのだ。

それ以外の1年間は、主に家族連れて旅行をしたり、親しくなった知人の家を行き来したりした。その中に、日本研究学科のA先生夫妻がいる。

A先生は英国人だが、奥さんは日本人である。実は奥さんの方を先に知った。シェフィールドに来て早々、困ったことがあったので、ふとしたことで知り合った日本の大学の先生に、どうしたものかと相談したら、A夫人を紹介してくれたのだ。その後A夫人は何度も家の来てくれ、妻や私の相談事を一手に引き受けてくれた真に心強い存在となった。

ある日、A先生のお宅で我々一家がご馳走になった返礼にわが家に招待した時、A先生夫妻のなれそめを聞いた。すると、A先生は、こんなことを言った。

「学生時代に付き合っていた彼女は英国人でしたが、非常におしとやかな女性でした。でも、私は活発な女性にあこがれていたのです。日本の大学院で学んでいるとき、そういう女性と知り合いました。それが妻です」

確かに、A夫人は行動的な人である。思ったことを口に出すが、嫌みがない。

結婚して英国に来てから、A夫人は脳腫瘍にかかったそうだった。生きるか死ぬかの病である。シェフィールド大学病院で

手術を受けることになり、その朝、執刀医が「昨晩はよく寝られましたか」と尋ねた。すると、A夫人は「私は、先生がよく眠れたかどうか、それが心配です。先生が寝不足だと、眠気で手元が間違ったりしないかと不安で仕方ありません。先生はよく寝られましたか」と逆に聞き返したそうだった。

A夫人も日本研究学科で教鞭をとったことがあるそうだが、その時に忌憚ない意見を口にするので敵に回した人もあったという。ついには大学を辞めることになり、裁判沙汰にまでなったそうである。勇猛果敢というか、血気盛んというか、かなりたくましい。

さて、A教授の言葉を聞いてうなずけたのは、英国女性には、意外とおしとやかな人がいるということだった。日本女性以上にいるのかもしれない。男の方も、アメリカ人が何事も自分の意見をはっきり主張するのに比べ、英国人は他人にはかなり気を使っているように思える。

意見が相手と反対であっても、「私の意見はこうです」とは言わない。「それはなぜですか」と尋ね、「こういうことはどうですか」と、遠慮がちに質問をして、大抵それで終わりである。

日本研究学科の日本人の先生は「どうも、根回しなど、日本人と同じことをやっている印象を受けるのですが」と語っていた。人間関係を重視して、本音は隠すようである。

戦後もなく日本女性は強くなったと言われるが、A夫人のように自分の意見を持ち、はっきり主張するというのが、本当の姿のような気がする。戦後は、男が築いた重しが取れたのである。日本女性の不思議な微笑というのは、あまりおしとやかな女性に接したことのなかった米国人の褒め言葉だったのではないかと。今、そんな日本女性は、ほとんど見られず、元気のいいのは女性ばかりである。

強くなった女性たちに、我々日本男性は、置いてきぼりを食いそうである。いや、すでに置いていかれている。

男性にとって、強くて活発な女性とおしとやかな女性と、どちらに惹かれるか。それはどちらも、とっておこう。

## 茂谷 知己 (もたにとみ)

早稲田大商学部卒業後、産経新聞東京本社に入社。政治部・経済部を経て法務次長、知的財産管理センター上級専門委員を務める。定年退職後は株式会社WOW LIFEを設立。インターネットを利用した情報配信、新規ビジネスをサポートしている。<http://wowlife.info/index.html>

## ScanSnapに名刺機能をプラス ScanSnap iX500 Sansan Edition

(株)PFU  
Sansan(株)



ScanSnapシリーズ「iX500」に法人向け名刺管理サービスがついたオールインワンモデルのスキャナ。

■特長

- iX500の標準機能に、法人向け名刺管理Sansanスマートフォンプランの名刺ストレージライセンスが付属。スキャナを購入するだけで500枚の名刺管理ができる。
- Sansanスマートフォンプランはスキャンされた名刺をオペレータが正確に情報入力しデータ化、ユーザーは手間なく利用でき、利用ユーザー数制限もない。データの検索、CSVファイル形式のダ

ウンロード、API経由で外部サービスとの連携が可能。

- ストレージ容量は、名刺の数に合わせてアップグレードも可能。
- iX500本来の標準機能を生かしたさまざまな書類のスキャンはもちろん、OCR機能でファイル管理も楽々。

■価格(税別) オープン価格  
(PFUダイレクト価格55,000円)

■お問い合わせ先

イメージングサービス&サポートセンター  
TEL 050-3786-0811  
E-Mail [scanners@pfu.fujitsu.com](mailto:scanners@pfu.fujitsu.com)  
<https://www.pfu.fujitsu.com/imaging/>

## グラフィックアート市場向け大判プリンター imagePROGRAF PROシリーズ

キヤノン(株)  
キヤノンマーケティングジャパン(株)

新開発のインク、プリントヘッド、画像処理エンジンを搭載したインクジェット大判プリンター。

■特長

- 新開発顔料インク「LUCIA PRO」を搭載。優れた発色を実現。
- 12色モデルのPRO-4000とPRO-2000は透明インク「クロマオプティマイザー」採用で黒や暗部の表現がさらに向上。
- 1.28インチ幅、全色一体型の新開発プリントヘッドを搭載。従来の1.07インチと比べて約19%長尺化したことで高速印字を実現。
- 8色モデルのPRO-6000SとPRO-

4000Sには基本4色をプリントヘッドに左右対称に配置させ、色ムラを低減。印字スピードも11%高速化。

- 給紙と巻き取りの両用に使える「マルチファンクションロールシステム」を搭載。12色/8色モデル初の2段ロール給紙機構に対応。
- RAWデータを画像編集する各種ソフトウェアに対応。

■価格(税別)

PRO-4000	728,000円
PRO-2000	378,000円
PRO-6000S	1,598,000円
PRO-4000S	628,000円

■お問い合わせ先

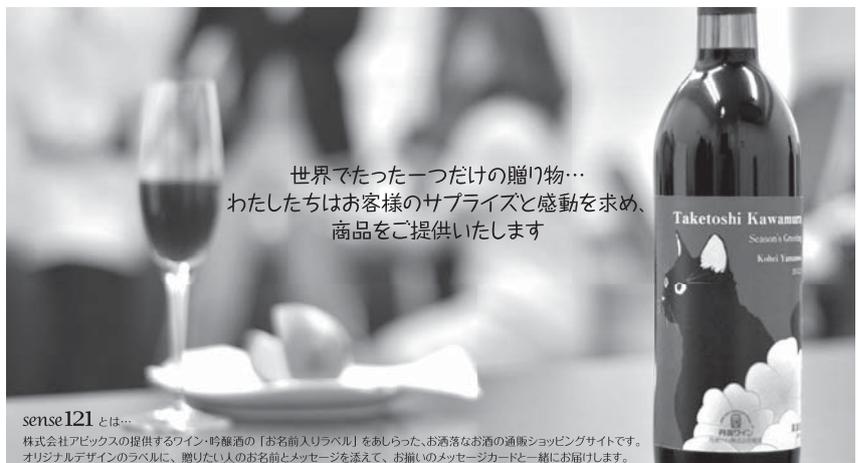
お客様相談センター  
TEL 050-555-90063  
<http://cweb.canon.jp/imageprograf/>



PRO-4000 (オプション装着時)

sense121

オリジナルラベルで  
あなたの♥をお届けます  
<http://www.Sense121.com/>



世界でたった一つだけの贈り物...  
わたしたちはお客様のサプライズと感動を求め、  
商品をご提供いたします

sense121とは...

株式会社アピックスの提供するワイン・吟醸酒の「お名前入りラベル」をあしらった、お洒落なお酒の通販ショッピングサイトです。オリジナルデザインのラベルに、贈りたい人のお名前とメッセージを添えて、お揃いのメッセージカードと一緒にお届けします。

Document & Information  
**APIX 株式会社アピックス**

■本 社  
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2  
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296  
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail [info@apix.co.jp](mailto:info@apix.co.jp)

■東京支店  
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町営和ビル  
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296

Online shopping <http://www.sense121.com/>



16190188(03)

## 文書情報マネージャー スキルアップセミナー開催

JIIIMA文書情報マネージャー認定委員会（内田俊哉委員長）は6月24日、これまで認定された文書情報マネージャーを対象としたスキルアップ講座を開催、自社内で文書管理を推し進める認定者の役割や知識を維持・向上していただくためのフォローアップを行った。



最近の文書管理に関わるトピックとして、ISO15489-1（情報とドキュメンテーション - 記録マネジメント）が今年改訂されたこと、情報漏えいを引き起こす電子メールウイルスが昨今相当な脅威となっていること、モバイル端末利用増大でキーボードが使えない若者が増えた問題などが取り上げられた。討論会は東洋ゴム不正事件を題材に、文書情報マネージャーとしてこうした不正が行われないように何ができるかを議論した。またNEXCO総研における資料のデジタル・マイクロアーカイブ事例には文書管理に携わる実務者ならではの質問が多数寄せられた。

## 6月9日は国際アーカイブズの日 国立公文書館 記念講演会を開く

平成28年度の国際アーカイブズ記念講演は6月9日、東京・日本橋で開かれた。国立公文書館が主催した。

壇上には、行政法に詳しい東京大学教授の宇賀克也氏、放送大学教授の原武史氏が立った。

宇賀教授は、「公文書管理の課題」と題して、公文書管理法と密接な著作権や公開法などの法律、行政文書管理ガイドライン改正の履歴、特定秘密文書の管理について要点を述べられた。また自治体の公文書管理条例の整備状況を報告、条



例化を検討しない自治体には、条例を定めれば、公文書のライフサイクルが設定されてメリットが大きいと推奨された。

公文書管理法5年見直しに関しては、3月にまとめた報告書は内閣府で検討されており、ガイドラインの改正が必要と判断されれば、公文書管理委員会に諮問されるだろうと伝えた。公文書管理委員会の座長を務める宇賀教授は、諮問されたら早急に対応したいと述べた。

原武史氏は、昭和天皇実録などから昭和史の裏側を読み説いた。

最後に、9月にICA大会を準備している韓国記録院の李院長がソウル大会の広報をして終了した。

## JEITA 情報端末の調査統計を報告 情報端末フォーラムを開催

一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）は一年の総括となる情報端末フォーラムを6月17日開催、各分会が担当する情報機器の市場調査・動向を発表した。経済産業省、日本経済新聞社からはIoT時代へ突入する国の政策、日本の情報通信の将来像が講演された。

経済産業省・武部芳弘氏は、産業の傾向を示す中で、動力を獲得した第1次産業革命、動力が革新した第2次産業革命、自動化が進んだ第3次産業革命を経て、今は大量な情報を元に人工知能が自ら考えて最適な行動をとる第4次産業革命の時代へ突入したと解説、企業や系列の壁を越え、データを活かした新たな需要の



発掘がグローバルな市場・付加価値を獲得すると話した。経済産業省は官民で取り組む数々の推進プロジェクトを立ち上げ、革新的な産業モデルを開発している。

情報端末の動向はJEITAが発表する調査統計レポート「Executive Summary 2016」によると、2016年の電子情報産業の世界生産額は2011年を底に5年連続プラス成長、327.3兆円（前年比3%増）の見通しであると報告されている。2018年までの見通しとして、プリンターは緩やかに増加、ビジネスインクジェット、複合機が増加の見込み。スキャナはドキュメントスキャナが増加、フラットベッドは減少すると試算されている。OCR装置/ソフトは、台数としては増大するが、金額としては微増、文書OCRは低価格化が予想され金額ベースでは減少傾向と見通された。

## NDL 日仏フォーラム 「書籍とデジタル」を開催



国立国会図書館（NDL）は、6月13日、在日フランス大使館との共催で「書籍とデジタル」と題したフォーラムを開催し、約190名が参加した。

養老孟司東京大学名誉教授による基調講演「本、今日とこれまで」に続き、デジタル時代の創作と読書、電子書籍と図書館の役割、電子書籍の経済をテーマとした三つのセッションが行われた。日仏のパネリストによる報告とディスカッションを通じて、両国の電子書籍を中心とした出版市場の現状について認識が共有された。また、書籍のデジタル化が創作活動や出版活動、その先にある読書にもたらす変化について議論され、電子書籍の長期保存のために出版社や図書館が果たすべき役割等について意見が交換された。



## 富士フイルム 最大240TBの長期保存ストレージシステムを販売

富士フイルム株式会社（会員No.2、社長・助野健児氏）は、大量のデータを簡単かつ効率的に磁気テープに記録し、利用者の元で長期保管できるデータアーカイブストレージシステム「d:ternity オンサイト アーカイブ」を6月1日より発売した。磁気テープ「FUJIFILM LTO Ultrium7データカートリッジ(LTO7)と、IBMのライブラリーなどを組み合わせたコールドデータ用ストレージシステム。2014年4月開始のデータアーカイブサービス「d:ternity オフサイト アーカイブ」、昨年開始したアナログデータのデジタル化・データ変換サービス「d:ternity コンバージョン」の次のラインアップとして提供する。

DVD約5万枚に相当する240TBの大容量でありながらHDDストレージの1/2の価格を実現。生成されたデータはサーバに保管された後、使用頻度に合わせて自動的に適切な保管先が選択される。秘匿性が高く、持出し不可のデータの長期保存に向く。



問い合わせは記録メディア事業部03-6271-2087まで。http://fujifilm.jp/dternity/

## キヤノンMJ e-文書対応ビジネスを本格化 電子ファイリングシステムを提供

キヤノンマーケティングジャパン株式会社（会員No.45、代表取締役社長・坂田正弘氏）は電子帳簿保存法のスキャナ保存要件に対応する製品を7月1日より販売した。電子ファイリングシステム「Report Shelter」にスキャナ保存制度の要件に対応する機能「e文書オプション」を実装したもの。スキャン、登録、検索、保管までのプロセスを最適化、大量の紙文書を効率よく電子化する。

タイムスタンプは年間定額制を導入、ERP/会計システムとの連携もでき、帳簿データのアーカイブも可能。システ

ムで対応しきれない運用面の問題は、専門の税理士と連携し提供する。

キヤノンMJはグループ企業と協業し、e-文書法対応ビジネスを本格展開する。2018年までに累計20億円の売り上げを目指すという。問い合わせはドキュメントソリューション企画部03-6719-9524まで。http://cweb.canon.jp/software/document/lineup/reportshelter

## 鳥取県 聞き取り調査で市町村公文書を管理

5月19日付けの読売新聞によると、鳥取県の県立公文書館は、4月～5月の間、県内19市町村で公文書保存の実態を聞き取り調査したところ、保存期間満了後、文書の価値を検討し、保存や廃棄を決めているのは鳥取市、倉吉市、北栄町、伯耆町の4市町にとどまっていることがわかり、県は県内市町村の公文書管理を支援すると報じられた。

なかには各担当課の判断で保存期間を過ぎた文書を破棄しているケース、文書管理責任者もない自治体もあった。

県は学識経験者や自治体担当者らでつくる「県立公文書館在り方検討会議」を設置、9月を目途に支援策を取りまとめ、同公文書館の設置管理条例改正案に盛り込み県議会に提案する予定だ。

## JBMIA 新会長に碓井氏

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）は、5月の定時総会で、セイコーエプソン(株)代表取締役社長の碓井稔氏を次期会長に選任した。前会長・松崎正年氏(コニカミノルタ(株)取締役会議長)は任期満了により会長を退任するが、副会長として残る。体制は以下（敬称略）。

会長 碓井稔(セイコーエプソン)  
筆頭副会長 近藤史朗(リコー)  
副会長 真柴田雅也(キヤノン)  
副会長 松崎正年(コニカミノルタ)  
副会長 野村勝明(シャープ)  
副会長 池田隆之(東芝テック)

副会長 山本忠人(富士ゼロックス)

## 各社ニュース JIMAIに寄せられた情報にて構成 スペースの関係上、記載の省略あり

### 人事のお知らせ（敬称略）

富士フイルム株式会社（会員No.2）  
代表取締役会長・CEO 古森重隆  
代表取締役社長・COO 助野健児  
取締役副社長 玉井光一  
取締役副社長 戸田雄三  
取締役 高橋 通  
取締役 石川隆利  
取締役 御林慶司  
取締役 浅見正弘  
取締役 柴田徳夫  
取締役 上野友義  
取締役 宮崎 剛  
取締役（新任） 吉沢 勝  
取締役（新任） 岩崎孝志

富士ゼロックス（会員No.19）  
代表取締役会長 山本忠人  
代表取締役社長 栗原 博  
代表取締役副社長 吉田晴彦  
取締役 柳川勝彦  
取締役 徐 正剛  
取締役 山田 透  
取締役（新任） 高木 純  
取締役 古森重隆  
取締役（新任） 助野健児  
取締役 アーシュラ・エム・バーンズ  
取締役 ジェイムス・エイ・ファイアストン  
取締役 ロイストン・シー・ハーディング

コニカミノルタジャパン株式会社（会員No.122）  
代表取締役社長 原田 淳  
社外取締役 伊藤伸彦  
取締役 和田幹二  
取締役 小林一博  
取締役 鈴木 透  
取締役 新野和幸

株式会社ワンビシアーカイブズ(会員No.965)  
代表取締役社長 田淵秀明  
取締役 佐久間文彦  
取締役 井口博実  
取締役 鶴崎洋明

「ラグビー」の起源は、そもそもは村の祭として行われていた荒々しい「フットボール」だが、19世紀に上流階層の子弟が通うパブリックスクールで行う団体スポーツに発展した。全寮生活の中で上下関係の規律をつくるファッグ制度（上級生が下級生の面倒や危険から守る代わりに下級生が上級生の雑用をする習慣）があり、フットボールはそれを維持するのにふさわしいスポーツだったからだ。そこで学んだフェアプレー、チームワーク、規律、誠実、礼儀作法、勇気、結束などは強固な意志と健全な肉体を備えた英国紳士を形成するのに重要な役割を担った。

しかし、パブリックスクールごとにラグビーのルールが違うことも面白い。小説「トム・ブラウンの学校生活」（トマス・ヒューズ著）中で、先輩が転校生に「ルールを覚えるには1ヶ月はかかるよ」と言っている。

ラグビー校は新たなフットボールを創造した学校のひとつで、「ラグビー」という校名がスポーツ競技名になった。ラグビー発祥の故事である「エリス伝説」（試合中、ボールを手でつかみ走り出した）がここで生まれている。このエリス少年について、「フットボールよりもクリケットのほうが得意だった」と言う後日談もあるが、この伝説、真相がわからぬそうで歴史ファンタジーのまま楽しい。（長井 勉）

JIIMAのビジョンが2016版としてこのたび刷新された。前は2012版だったので4年ぶりである。

世の中の様変わりを以前は「10年ひと昔」と言っていたとえてきたが、デジタル化とインターネット革命によりどんどんそのスパンは短くなり、3-4年で社会環境は大きく変容する時代である。前回のビジョンと比較すると、以前は電子文書・電子化文書と紙文書をハイブリッドで運用していきましょうというものであったが、今回は電子文書を明確に打ち出し「安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築」というキーワードで提示された。電子・電子化ということは、うまく活用できるようデータ化することによって他ならない。そこから生産性も導かれるだろう。新ビジョンには、今まで以上に電子化が加速することを念頭に規制緩和や企業統治の観点で、JIIMAがすべきミッションとその施策のマイルストーンが描かれている。深く理解してもらえよう、座談会を企画し、施策に携わった人たちから文書管理の将来像を聞いた。次号以降この誌面に掲載するので、ぜひ参考にしていただければ幸いである。（河村武敏）

### 〈IMナレッジコンテンツ委員会委員〉

担当理事 河村 武敏（アピックス）  
 委員長 山際 祥一（マイクロテック）  
 委員 長井 勉（横浜マイクロシステム）  
 秀 弘樹（国際マイクロ写真工業社）  
 菊地 幸（コニカミノルタジャパン）  
 山路真一郎（山路工業）  
 事務局 伝法谷 ひふみ

### 〈編集通信員〉

北村一三（山本マイクロセンター） Jan Askhoej  
 関 雅夫（光楽堂） （文書管理プロジェクトマネージャ/デンマーク在住）

### 月刊IM 9月号予告

〔座談会〕 JIIMAビジョン2016  
 安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築  
 東日本大震災5年・宮城地区での被災民間所在史料保全の現在  
 〔連載〕 電子署名の仕組み（仮）

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールdenpouya@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

### 〔月刊〕IM 8月号◎

2016年 第8号／平成28年7月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2016

発行人/長濱 和彰  
 発行所/公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)  
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階  
 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354  
 JIIMA・JCプラザ/ http://www.jiima.or.jp

編集・制作/日本印刷株式会社

印刷版(オンデマンド) 定価(1冊) 1,000円+消費税(送料別)  
 印刷版(オンデマンド) 年間購読 12,000円+消費税(送料共)

印刷版(オンデマンド)のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN0913-2708  
 ISBN978-4-88961-168-7 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)



JIIMA



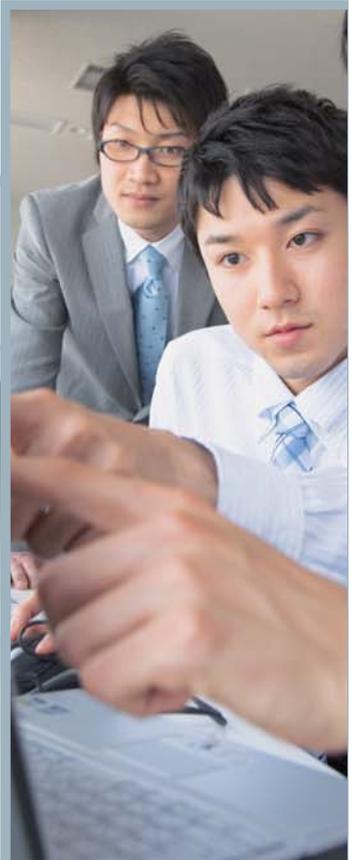
文書情報  
管理士  
JIIMA

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が認定する

# 文書情報管理士 検定試験

夏試験

今、企業・官公庁では文書管理が重要になっています。  
マイナンバー制度や個人情報の保護など、  
文書管理の重要性が求められています。  
書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？  
文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？  
文書管理に関する法律と規格を知っていますか？  
さあ、文書情報管理士の出番です。



試験方法がCBT方式に変わりました。

試験期間／2016年7月20日(水)～8月31日(水)

試験会場／全国160か所 [申込期間] 2016年6月20日(月)～2016年8月15日(月)

[受験料] 一般:10,800円(税込) 学生:7,020円(税込) [受験級] 2級、1級、上級

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 TEL. 03-5821-7351

お申込み、詳しいご案内は  
ホームページをご覧ください

[www.jiima.or.jp](http://www.jiima.or.jp)

FUJITSU

# さらなる効率向上へ、 「分散入力」への挑戦。

確かな技術と高品質。紙文書電子化のグローバルスタンダード、  
FUJITSUイメージスキャナ「fiシリーズ」



世界シェアNo.1のスキャナ技術を搭載した  
ネットワーク対応モデル N7100



表面・裏面インプリンタに対応した  
A3コンパクトハイエンドモデル fi-7480

*fi* Series Image Scanner

**PFU**  
a Fujitsu company

fiシリーズの詳しい情報は

fiシリーズ

検索 

shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために